

文教厚生常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和3年6月21日（月）午前8時58分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	平原志保君	副委員長	鈴木てるみ君
委員	山田龍治君	委員	仮屋国治君
委員	新橋実君	委員	植山利博君
委員	下深迫孝二君	委員	宮内博君

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

議員	川窪幸治君	議員	宮田竜二君
----	-------	----	-------

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

保健福祉部長	林康治君	保健福祉政策課長	川畑信司君
長寿・障害福祉課長	堀之内幸一君	保健福祉政策課主幹	森山勇樹君
長寿・障害福祉課主幹	唐鎌賢一郎君	長寿・障害福祉課サブリーダー	有馬要子君
教育部長	池田宏幸君	教育総務課長	西敬一朗君
学校教育課長	阿多石英樹君	学校給食課長	堀ノ内敬久君
学校教育課課長補佐	久留理剛君	溝辺学校給食センター所長	森裕之君
教育総務課主幹	堀ノ内周作君	教育総務課主幹	町田信彦君
学校教育課管理事務G長	前山隆史君	学校教育課学事G長	濱田香織君
学校給食課学校給食管理G長	竹下裕一郎君	教育総務課サブリーダー	小濱直人君
学校教育課指導主事	段原修司君	メディアセンター指導主事	時任志郎君
教育総務課主任技師	森藤秀太君	学校教育課主事	橋口恭司君

6 本委員会に出席した陳述人は次のとおりである。

鹿児島県教職員組合 霧島地域協議会 議長 片野坂重浩君

7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 水迫由貴君

8 本委員会の事件は次のとおりである。

議案第58号：霧島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

議案第60号：請負契約の締結について

議案第61号：財産の取得について

議案第62号：財産の取得について

陳情第1号：ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

陳情第 2 号：義務教育費国庫負担制度負担率の堅持をはかるための、2022年度政府予算に係る
意見書採択の陳情について

9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 議 午前 8時58分」

○委員長（平原志保君）

ただいまから、文教厚生常任委員会を開会します。本日は、去る6月14日に本委員会に付託
されました議案4件及び陳情2件の審査を行います。本日の会議は、お手元に配付しました会
次第に基づき進めてまいります。陳情者入室のためにここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前 8時58分」

「再 開 午前 8時59分」

△ 陳情第1号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に
係る意見書採択の陳情について

△ 陳情第2号 義務教育費国庫負担制度負担率の堅持をはかるための、2022年度政府予算に
係る意見書採択の陳情について

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。まず、陳情第1号、ゆたかな学びの実現・教職員定数
改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について及び陳情第2号、義
務教育費国庫負担制度負担率の堅持をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳
情について、審査に入ります。本日は、陳情者である鹿児島県教職員組合霧島地域協議会、議
長、片野坂重浩様が出席されております。陳情者の方に議事の順序を申し上げます。まず、陳
情者の方から陳情内容、趣旨、経緯などについて、簡潔に御説明いただきます。その後、委員
からの質疑に一問一答でお答えいただきます。御発言の際は挙手をして、委員長の許可を得て
から起立して御発言ください。マイクは青いボタンを押しますと、スイッチが入ります。また、
陳情者は、委員に対して質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめ御
了承ください。まず、陳情第1号、ゆたかな学びの実現、教職員定数改善をはかるための、2022
年度政府予算に係る意見書採択の陳情について及び陳情第2号、義務教育費国庫負担制度負担
率の堅持をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について一括して審査し
ます。それでは、陳情者の方から陳情内容の説明をお願いします。

○陳情者（片野坂重浩君）

本日はお忙しい時間、この陳情に対して時間を取っていただきありがとうございます。御審
査のほうよろしく申し上げます。それでは、時間も限られていますので、説明のほうに入って
いきたいと思います。二つの陳情書が出ていますが、状況については、基本的に一緒ですので、
説明していきたいと思います。まず、陳情第1号のほうのゆたかな学びの実現・教職員定数改
善のことですけれど、改正義務標準法が昨年末12月ぐらいですかね、萩生田大臣のほうから発

表になって、法の改正も済みました。資料のほう3枚つづりがあります。1枚目は表だけ、2枚目、3枚目は裏表あります。右下のほうに丸で番号を1, 2, 3, 4, 5と打ってありますので、それに従っていきたいと思います。まず、1枚目のほうです。文科省の資料です。先ほど話をした一部改正をする法律の改正ということで、趣旨については、最後のほうに、公立小学校の学級編制の標準を段階的に引き下げるといような趣旨になっております。その上に説明がありますけれど、少人数学級ということで、概要です。(1)のほうです。数の引下げ、編制の標準の引下げということで、小学校の学級編制の標準を現行40人、第1学年は35人となっているんですけど、それを2年生以降、35人に引き下げるといことで、5年間にわたって、下の表を見ると分かりやすいんですけど、令和3年、1年生はもう35人になっていますので、今年度、小2、来年度、小3、4、5、6と、5年間にわたって、40人の定数の定員のところを、35人に引き下げるといことの発表がありました。これまで、文科省のほうで教職員の定数の改正について、本当は抜本的にこの学級の人数をといことであつたんですけど、国の予算等、議会のほうも市の予算を管轄されていますのでお分かりですけど、なかなか財政が厳しい状況で難しく、これまでは、加配の定数とか小学校の英語の教育を充実させるとか、また精神的にいろんなケアをしたりとか、そういうところの教職員の定数、プラス支援員等の補充もあつたんですけど、そういうような段階であつたんですけど、なかなか、12月の国会の中でも、大臣と財務大臣のほうでいろいろやりとりがあつたんですけど、ほかの国のレベルに比べてやはり人数が多いと。教員1人当たりの人数が多いといことで、抜本的改正をといことで文科省はずっと言い続けてきて、今回、小学校のこういことが決定されました。私としては、その前文に書いてあるとおおり、これを小学校だけではなくて、中学校、高等学校、高等学校のほうも全ての子が100%進学するとは限りませんが、99%近い数が進学しております。中には就職したいとい子もいますので、そういう道をふさぐものではないですけど、そういう意味で高等学校のほうも、人数のほうを含めて、今後とも、令和8年以降、そういうのをやはり続けてほしいなとい趣旨の内容です。学校現場では、議会でもお分りのとおおり、コロナウイルスの状況等もあつたりして、豊かな教育とか、中学校では、今年から新しい指導要領の改訂が始まって、実施が始まっております。そういうところで、このような定数の子供たちの細かい指導していく。一方で、この少人数学級のほかに、少人数指導といものも行われてはいるんですけど、この定数を中学校、高等学校にも広めていってほしいといことをお願いしております。そういう意味であるところですが、次のページを御覧になってください。小1のほうがなかったのはなぜかといことになるんですけど、実は、2枚目のプリント、横になっていますけれど、これは平成22年度です。全ての都道府県で、少人数学級の実施が行われております。これは何かといったら、それぞれの県が独自の予算で、そういう少人数といものを、それぞれの学校で地方に応じてやっています。具体的な内容は、その裏に。これは文科省の資料なんですけれど、平成23年度、③です。縦の細かい字なんですけれど、北海道から沖縄まで。また、市とかについては別紙があつたんですけど、それは省いておりますし、あと選択制といものもあるようです。それぞれの状況があつて、鹿児島県のほうも小学校1, 2年生、学年児童数が31人から35人を除いた学校で30人以下学級、中学校1年のほうは研究指定等を受けて、県教委に認められたところについては、35人以下学級といものがありますけれど、制度として

は1の状態です。詳しいのは、次のページです。④になります。平成23年度重点施策の概要からということで、これは、下のほうに3ページとありますけれど、7、8ページぐらいの文章ですけれど、必要なところだけということで、裏の⑤をご覧ください。「かごしまっ子」すくすくプランということで、小学校第1、2学年で36人以上の学校においては、教員を増配置して、結局これは県の独自の予算です。30人以下学級を実施するというようなことですね。そういうのを取り組んでおりました。鹿児島の場合は、小学校2年のほうも30人以下学級というのが実現しておりますけれど、国の小中学校の定数ということの学級編制の基準というのが、こういう各県の状況が先行しておりましたけれど、国のほうも追随する形ではありますけれど、そして、高学年についても、こういうようなことが実施されることになりました。そういうようなことで、これを、先ほど言いましたとおり、中高校でも広げてほしいということで。あと、そのほか、陳情の2、3、4ですが、複式学級の基準の見直し、小学校16名、中学校8名の複式学級ですね。他学年と一緒にいる学級が16人、8人ということが1学級の人数ということになっているんですが、原則。これを見直してほしいということであります。少しでもこれもきめ細かい指導ができないかということで。3番です。特別支援学級在籍児童生徒数というのが、これは国会の質疑の中でもあったんですが、この特別支援学級及び普通の学級でも特別に支援を要する子供たちというのが非常に制度的に増えてきていると。これが制度的に増えてきているのか、子供たちの状況かと言われると、ちょっと私も学識とかいうのは、データがありませんので詳しくは説明できませんが、事実増えておりますし、一般に見たとき3割ぐらいはいるのではなかろうかというような表現が、よくこの特別支援の話が出たときに出了ました。そういうので、実は、これが交流学級という表現は、俗に言う、普通のほかの生徒と一緒に在籍するときの学級を交流学級と。支援学級だけでの授業ではなくて、やはり、みんなで集団で勉強する必要性もあるということで、交流学級ということで、授業とか、子供の状況とか、学校の状況に応じてやっているんですが、これを特別支援学級にいる生徒は、その学級で特別支援学級の児童数で学級が満たっております。策定しております。4月1日の時点では、仮に40人いたとしても、そのうち2人が支援学級にいたら、38人の学級の人数なんです。そういうふうになっております。ですので、これは満たしているわけですけど、中には40人ですけど、支援学級に2人、3人という学級もあるんですね。そういう子供たちを一緒にして、例えば学級のいろんな活動とかレクレーションとか、若しくは教科によって例えば集団でする体育なんか、そのほうがいいですので、そういうのにはなってきた、そういうときの机がやはり40人以上置いてあるんですよ。そういう学校が霧島市内も多々あります。そういうところで、ここの3番です。交流学級の在籍数としてもカウントする方法をとってほしいということをごに挙げております。あと、4番のほうは、先ほど言った「かごしまっ子」すくすくプランなどで、国の標準を下回る運用をしておりましたけれど、そういうのにおいて、国の予算をカットするようなことはないようにしてほしいと。先行している県等がありますので、そういうような要望になっております。続いて、陳情第2号のほうに移ります。趣旨は一緒ですが、義務教育国庫負担制度というのが、負担率のほうが2分の1が減ってきたり、及び中身について、国からの予算が減ってきて、そしてもう一つは、一般予算の中にそれが組み込まれたりとかしております。そういうような状況がありますので、例えば教職員の賃金等についても、2分の1は県

が負担しておりますけれど、残りの2分の1は国ということで、そういうのが国のほうが減ってくると、県に対しての予算が減ってきますので、そういうようなところをやはり堅持してほしいということ。及び例えばGIGAスクールの話も出てきておりますし、議会のほうでもいろいろ学校現場に、ここは文教関係ですので、議論してもらっているところなんですけど、子供たちにタブレットが支給されました。が、現状として、職員用のタブレットがないんですよね。国の予算に入っていません。子供1人にはタブレットを与えると。そして、それにつけてのいろいろなネットワークとか、そういうのはしております。先日、国会の議員のほうにもその話をしております。そういうようなところは、やはり不十分なところがあるので、そういうところで、国の財政が少しでもカットされて、県、そして霧島市にいろいろな負担が来ると、これは幾らきめ細かい教育をしようと思ってもできないところがありますので、そういうところも含めて、義務教育国庫負担制度についてはまずは堅持をと。今の状況を確保してほしいというようなのが、陳情第2号のほうになっております。以上が、陳情第1号、陳情第2号の説明になっております。

○委員長（平原志保君）

それでは質疑に入ります。質疑は陳情ごとに行います。陳情第1号についての質問からお願いいたします。

○委員（宮内 博君）

一つ確認をさせていただいてよろしいでしょうか。陳情第1号の4のところですね。「かごしまっ子」すくすくプランなど、国の標準を下回る学級編制基準の弾力的運用の実施と、こういうふうに書いてありますけれど、先ほど、提供された資料の7ページ⑤のところですね。ここでラインを引いていただいている所があるんですけど、「かごしまっ子」すくすくプランということで、1、2年生で30人以下学級を実施をすると。こういうふうになってますよね。ということは、国の標準よりも鹿児島県のすくすくプランのほうが、弾力的に運用しているということだと思うんですけど、陳情の中身は、国の標準を下回るというふうに書いてあるんですけど、国の標準を上回っているのではないのかなというふうに思いますけれど、ちょっと確認させてもらっていいですか。

○陳情者（片野坂重浩君）

これ、表現の違いということで、数が35に対して、例えば30とか、数が小さいという意味の下回るという表現です。制度としては、宮内委員の言われたとおり、制度としては上回るという表現が本当、適切かなと思います。ただ、この下回ると表現したのは数が少ないという意味でしたところですよ。

○委員（宮内 博君）

いや、それでいくと、この国の標準というのよりも上回って、制度充実しているわけですよ。だから、そこはちょっと正確に表現をしたほうが。私、そういうふうな誤解しました。私はですね。ほかの方はどういうふうな理解をされたのか分かりませんが、そのまま読むと、国が示してる標準のものよりも、鹿児島県が下回ってるというふうな理解をしますよ、ちょっとそこを何とかできませんか。

○陳情者（片野坂重浩君）

そこは、どういうふうに変更したらいいのか、ちょっと議会の制度がわかりませんので、宮内委員のおっしゃるとおりですので、もし、意見書が、この陳情が採択されるのであれば、そのところを書き換えても構いませんので、標準数を下回るとかすればいいかもしれませんが、ただし、やはり下回るという表現よりは、制度としてやはり鹿児島県のほうが充実しているんだという表現がより伝わる意味では、委員のおっしゃるとおりですので、そういう表現のほうの変更をお願いできるのであればしたいと思います。

○委員（植山利博君）

今のことも含めて、意見書の提出を求める陳情で、裏のほうに意見書のひな形みたいなのが書いてあるわけですよ。こういう形で意見書を提出してほしいという趣旨なわけですが、前回は意見書の提出を求める陳情が、2020年5月26日に出されて、議会としては出された意見書を少し手直しをして出した経緯があるわけですよ。前回の陳情は2項目あって、1項目は、計画的な教員定数改善を推進すること。2項目は、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育国庫負担制度の負担割合を2分の1に還元することという意見書の提出を求められた陳情が出たわけですが、結果としては、霧島市議会としては、この2項目目の2分の1に還元するという表現を削除して、負担割合を可能な限り増加することということで、現実に意見書を提出したわけですが、今回も4項目にわたる意見書を求められているわけですが、今、宮内委員が言われたことも含めて、若干、この意見書の内容を訂正というか修正というか、霧島市議会の当委員会での合意形成ができる範囲の中で修正を加えた上で提出することには、どのような見解をお持ちですか。

○陳情者（片野坂重浩君）

意見書の提出については、意見書はありませんかと言われる議会もあつたりして、そのために添付しておりますので、その点については、植山委員のおっしゃるとおり、議会として出させていただきますので、議会としての審査を優先して構いませんので、よろしくをお願いします。

○委員（植山利博君）

私は一委員として、個人的には、今、ひな形ができていて意見書の全てにわたって支持ができかねるところもあるものですから。例えば、具体的に言うと、中学校、高校での30人学級を早急に実施すると。ちょっとこだわるようですけど、早急にというような表現がいかげなものかなと個人的には思っています。それと、ここの同じくくりで、意見書を出すということも少し違和感を持っていますので、将来的には高校も含めて、少人数クラスの実現に向けて取り組む必要があるという認識は持っていますけれども、その辺の表現については、委員会の中で合意形成ができるような議論を踏まえた上で提出するというところでよろしいわけですね。再度確認します。

○陳情者（片野坂重浩君）

おっしゃるとおりです。早急にと言っても、いろんな状況がしっかりできないと、早急にすって逆に、先ほどのタブレットについても、いろんな負担が出てきたりしますので、植山委員のおっしゃるとおりですので、よろしくをお願いします。異議ありません。

○委員（仮屋国治君）

段階的な35人学級が実現してきたということは、先生方の御努力の賜物であろうというふう

に思いますけれども、今、植山委員がおっしゃった部分のところで、中高校が書いてあるわけですが、ここも段階的という理解でいいのかなというふうには考えますけれども。ただ、その後段の部分、更なる少人数学級について検討することというところまで、ちょっと欲張って陳情を出されてるような気がするんですけども、最終的には何人学級ということを考えておられるのか。そういうのがない中での更なる少人数学級なのか。そのようなところをちょっとお聴かせください。

○陳情者（片野坂重浩君）

ちょっと、しっかり自分の意見をまとめて来てはおりません。ただ、今回の状況についても、先ほどおっしゃった中高校はどうなるのかという議論も国のほうでありましたし、さらに、少人数の学級編制をしてる国もあったりしますので、そういうところをしっかりと考えていきたいと思えます。そこで、例えば鹿児島の場合は、小1プロブレムっていうのが一時、話題になりました。小学校1年生が机に座れないというような状況があって、授業の形式が教員対複数のものが、そういうので例えば30人とかっていうのもなっていたわけですね。だから、そういうので言うと、段階を追うなら次は30人とかというのも必要だと思います。

○委員（山田龍治君）

この少人数学級に向けて、小学校のほうも進まれて、当然イメージとしては先生が見る数が減っていくので、きめ細やかな教育ができるんだろうというのは推測されるんですけども、例えば、学力で見た場合、当時40人学級だった頃と、今、35、30になっていくこの過程の中で、数値として学力が向上したとかというものがお示しできますか。

○陳情者（片野坂重浩君）

そこについては、具体的には出せません。私としてはですね。ただ、そこは教育のいろんな評論家等がいろんなところをおっしゃっていますので、そこをちょっと資料を出せばいいんですけど。ただ、そういう中で例えば、大きい人数の場合、欠席の確認をしたりするときに、やはり人数が多ければ欠席者の確認が必要になってきますよね。それが、保護者から連絡がこないときがあります。そういうのが私、今、副担なんですけど、担任と副担任と分担して、結局、1時間目の時間を使っても連絡が取れないとかいうような状況があって、場合によっては、もしも子供が通学途中、何かあったらということで、中には、本校でもこの二、三週間前もあったんですけど、大きな事件ではないですけど、家は出ているけど、学校にまだ来てないと。親に連絡取れないと。最終的には、途中で具合が悪くなって家に帰ったのが分かったんですけど、親の携帯に連絡して、昼前になってやっと分かったとかですね。やはりそういうのが少しの人数でも、きめ細かないろんな配慮ができるし、また職員が多ければ、そういう場合、私たちが出て行って探しに行ったりとかですね。通学路を見たりとかそういうことをしたりするんです。そういう意味で、学力の数値的なものプラスそういうところもいろいろ出てくるというふうにご検討いただければ有り難いかなと思うところです。

○委員（山田龍治君）

技術的なものなんですけど、福岡市はビーコンというのを付けて、そのところを子供さんが通れば、学校と親に通過をしましたというものを、既に福岡市はITを取り入れて対応されている。そういったもので将来補えるんだろうと思うんですけど。いつもこの資料を見て思う

のが、先生たちが大変だ忙しいというのは書いてあるんですけど、先生の実際の1日の労働時間は、平均どんなものなんだろうとかという数字をお示しになられれば、例えば通常8時間働かないといけない、8時間で決まっているのに、いつも帰るのがいけば10時間とか12時間働いてるんですよという数字があれば、我々もこういったものにできるだけ、あ、そうだなと、数字的に先生は大変なんだなということで、いろいろ前向きに検討するようなエビデンスがあれば、そうだなというところがあるんですけども、感覚でしか伝わらないので、本当に今の教育現場に先生が必要なのか、加算しないといけないのかというところが、やはりもう少し示していただけると、我々も柔軟に対応できるのかなと思いますので、その部分も今後は検討いただいで、数字的なものを御提示いただくとありがたいなと思います。

○委員（宮内 博君）

先程、この陳情の最初のところの35人学級の早期実現というですね、そのところでは早急に実現することは可能なかどうかという議論があるというふうに私も思うんですけど。ただ、国会の議論の中でも、萩生田文科大臣自身がいわゆる少人数学級が非常に教育的な効果があるということで認めていらっしゃる。何というふうに言ってるかということ、これ3月30日の議事録ですけど、少人数学級にしたほうが子供たちの学びが良くなると。学校が楽しくなると。子供たちが明るくなったよねと評価をいただいて、その成果を中学校、高校へつなげていくことが必要だと。こういうふうに発言をしているんですよ。それでその根拠の一つになっているのが、文科省が調査をした、ちょっと古い資料ですけど、学級規模といじめの発生件数というのがあって、35人以下の学級が在籍している県のグループとそれ以外の県のグループ千人当たりのいじめの件数を比較をしたところ、35人以下の学級のところは小学校でいじめが千人当たり1.7人と。Bグループで、それ以外のところで5.4人、中学校では、Aグループが6.7人のBグループが9.6人ということで、いずれも子供の数が多い学級編制のところがいじめも多くなっていると。学習の成果についても、これも文部科学省が調査をしているんですけど、平成21年という調査ですけど、秋田県とか山形県の少人数学級を、秋田県は平成13年から小学1、2年生、中学1年生で30人程度学級を実施してるんですけど、そこでは国語では全国平均の公立で69.9%の平均正答率だったのが、秋田県では75.3%だったということですね、小中学校平均なんですけれど、山形でも同じような傾向が報告されているというようなことがあるので、先程、山田委員のほうから質問があった点については、この辺の資料をお示しをいただければ、これは文科省の資料ですので、お示しいただければ、その辺の理解が得られるのかなというふうに思いますけれども、そういった準備をしていただくことはできるんでしょうか。

○陳情者（片野坂重浩君）

私もその資料を見たことはありますので、準備はできると思いますので、時間を見つけて作って、議会のほうの文教委員会、ここのところに提出したいと思います。でも、審査がありますので早くしたほうがいいですね。はい、わかりました。

○委員（下深迫孝二君）

皆さん、ちょっとお伺いします。今、この陳情書ですか、これを見ますとですね、中学校、高等学校の35人学級を早急に実施すること。おっしゃっている趣旨はよく分かるんです。少

人数学級になれば学力も向上するだとかいろいろなことがあると思います。霧島市で今小学校は35校あります。そして、中学校が13校、高校はもう当然1校だけですけれどね。そうしたときに、今霧島市の学校の状況、例えば国分小にしましても、もう校舎を建てるとこもないぐらいぎりぎり、そして、もう生徒を分けてもですね、またマンションあたりが建つとすぐいっぱいになってしまっ。多いときは800人ぐらい児童数があるという状況が続いているわけですよ。そうしまして、舞鶴にしましてもそうだし、天降川にしましてもそうだし。そして小さい学校もいっぱいあります。中山間地域。それならそういうところですね、生徒さんたちが特認校制度の利用でもいいんですけども、利用して行ってもらえれば、まだまだその少人数学級というのも早急にやっしていけるんでしょうけれども、やはり子供さんたちの選択の自由があつてですね、そういうところには行かれない。そして、やはり大きな学校で学びたいというようなことがあつてですね。教職員の定数の問題。先生方も足りないんだというような話も聴きますけれども、そういうとこを総合的に判断して、そうそう簡単にいく問題ではないのではないかなど。ただお金があつてそれなら校舎さえ建てればというふうになるんですけども、今もう例えば下場の新しく作った学校でも、運動場をとったりいろいろしたら、もう面積も早々ないといったような状況も続いているんですけども、そこら辺はどのように考えていらっしますか。

○陳情者（片野坂重浩君）

適切な、具体的な話ありがとうございます。私も舞鶴中ですので、もう本当、舞鶴中が今10、9年かな、途中1回また分割されましたね。それに匹敵するような数に今なっています。学級数はもしかしたら多いのかなという話うちの学校も出ています。ということはもう結局、教室のキャパがもうないんですよ。ですので、ランチルームというのが出来ているんですけど、もう教室には使えないような大きな食堂のようなところなんです。一応そこで、去年は、2学級ぐらいずつ会食をちょっとしたりしたんです。そこで給食をとろうと。2学級ずつ。でもそういうことが去年からもう出来ません。そこをですね、割って教室にしようかという話も今回ありました。でも広いとこで吹き抜けのとこですので、壁をつくっても声がやはり届けばどうしようもないんですよ。そういうところがあつて、結局出来なかったんですけど、支援学級のほうを、普通の学級を割って2学級にしたりとか、そういうような対応でして、本当もう今後、すごく学級数としていっぱいいっぱい。隼人中についても増築してますね。天降川もいっぱいだという話も聴いています。そういう意味で、先ほど下深迫委員がおっしゃったとおり、さっきのタブレットの話もですけど、ただ先生の数を増やせばいいかといったら教室を造らないといけないし、あといろいろな備品も必要、机1個もです。そうなったときは、やはり市の予算にもすごく関わってきますので、そういうようなところもありますよというようなことでタブレットの話とあわせて、そういうなところも、今回こういうふうが増えていってますけど、学級数が増えることになりますから、小学校。これは現実に来年、小3がくれば、委員会のほうはもうそれを策定していると思いますけれど、ただ、これは本当、場所がなかったらどうしようもないことですので、そういうなところもやはりじっくりしないといけないということで、そういう意味では、さっき植山委員が言われた、早急というのは本当、難しいところがあると思いますので、そのとこも含めてやはりやっいかないといけないなというのは私も重々、

現場にいて感じているところです。もう机一つ、教材一つからですから。ありがとうございます。

○委員（仮屋国治君）

1点だけ。2番目の複式学級のところでお尋ねをしたいんですけども、この文書でいくと、曲解すると複式学級をなくして、単式学級だけにしなさいというふうにも理解しできるわけですけども、趣旨はそうではなくて、この基準を見直せということだろうと思いますけれども、複式学級そのものを私はあんまり否定したくないんですよ。今の基準で不具合が生じているのかどうか、具体的にどのぐらいの基準にしたら、効率が上がるのか、その辺のところをお考えをお持ちでしたらお示しをいただけませんか。

○陳情者（片野坂重浩君）

すいません。小学校16人、中学校8人と、小学校の16のほうも小学校1年生がそこに在籍する場合は8人ということで、やはり子供たちへの状況を考えてということになっておりますので、やはり根底にあると思いますので、そこをちょっとあえて渡して、何人というようなことを業務がこれだけだからというか計算したらこんなになりましたというのを示せば一つの理由になるんですけど、言えませんが、ただ、逆に複式学級は複式学級で異年齢で学習をしていますので、よそも絶対ありますので、そういうところについては私も否定するものではありません。ただ、少しでも子供たちの人数を、少ない中で授業が出来たらということで、複式学級解消とできればいいんですけど本当は。ただ、今、異年齢でやる意味も本当にあると思いますし、またそういうところで、黒板が前と後ろ必要になってきますので、そういうところの施設面がやはり充実しないといけなかったりするところもあると思います。例えば市内の複式学級でも、後ろの黒板が暗いというような話があって、実際はかってみるとやはり照度が不足していると。ただ、そこにまだ予算的配慮が出来ないということで、私のほうからも、委員会のほうに具体的に出さないといけないとこなんですけど、学校からももちろん上がってますので、そういったところを、また議員さんのほうも議論のところ、そういうのが上がってきたらよろしくお願ひしたいと思います。

○委員（仮屋国治君）

今おっしゃった黒板の件なんかはですね、我々とすれば非常に進めやすいところですから、遠慮なくおっしゃっていただければと思います。

○委員（新橋 実君）

今回の陳情ですけども、これは中学校、高校ですけど、これ高校のほうからも要望があったということなんですかね。理解していいですか。

○陳情者（片野坂重浩君）

高校のほうとは話はしています。一つは。ただ要望してるかどうかわかりません。すいません。高校のほうも高校維持のためには、少しでも少人数学級、人吉の高校だったと思うんですけど、寺社仏閣の建築を主にされる学科。ただ、いま残っているかどうかは知りません。でもそこがすごくもう少数の人数でもその学科はなくさないということで、そして、そういう技術者を育てる。寺社仏閣の建築ですので、そういうのを取り組んでいるところもあります。ですので、高校のほうも定数というのがあって、そこでやはり定数減になるとそれは、議会としては

定数が少なかったらやはりそれを維持するのはちょっとどうかなとおっしゃるのもわかりますので、そういうようなところで、高校のほうも少しでも減らしたら高校の維持もできるしということもありますし、ただそのほかには、さっき、議員さんおっしゃったように、少しの人数でも維持するかと言ったらまたおかしいともあるし、大きい学校を国分中央高校なんかも、更に教室を増やそうといったら大変なことにもなりますので、そういうのはいろいろ考えないといけません。高校のほうでは、そういうところと一緒にやっているとってはありますが、そういう話は聞いてます。

○委員（新橋 実君）

これはですね、やはり例えば普通高校ではそういうふうな形である程度は対応できると思うんですけど、今言われたように工業系はですね、科が増えれば本当に教室も増やしたり、一つのクラスが40人学級であればですよ、それを35人とかなれば、またクラスを一つ増やすとなれば非常に大変な問題も。少ないところもありますけども、いっぱいいっぱいいてるところは40人学級でやってるわけですから、やはりそういった問題もあります。だから、やはりそういうところも高校の方もしっかり打合せをしてやはりこういうのは出すべきだと思うんですね。だから、その辺の話もですね、具体的にやはり出していただいて話合いをしていただいてですね、それから出していただいたほうが良かったのではないかなと思うんですけど、その辺についてはどう思われますか。

○陳情者（片野坂重浩君）

そのところは、個人的には話してはいますが、いざやはりそういうとこって言ったら不足していますので、そういうのはまた、またこれは県内の各市町村も出てますので、そういうところはまた確認をしていきたいと思えます。

○委員（下深迫孝二君）

ちょっともう1点だけですね、ちょっとお伺いしておきたいのは、今、霧島市の中山間地域の学校ですね。生徒がいなくて特認校制度をうって、そして何とか維持しているわけですよ。そういうところは当然、複式学級になっているところもある。複式学級は駄目だよということになってしまうとですね、やはり学校維持というのも出来なくなるわけですので、そういうところの声もちょっと聞いていただいてですね、やはりしていかいだかないと。国分で言いますと、平山、塚脇、木原、川原、国分だけでも4校はそういうところがあるわけです。ですから、単になくしていくというのではなくて、やはりこの陳情を出されるときに、要するに一部の声だけで上げていらっしゃるのではないのかなといったようなちょっと私、感じを持ったものですから。そこら辺、出されるときは、もう少しやはり各学校の意見を吸い上げていただいて出していただいたらというふうに思えますので、これ要望しておきたいと思えます。

○陳情者（片野坂重浩君）

当日は私もその小学校全部、今年、去年回ったかというと回ってはいませんが、過去全部回っております。学校もどこにあるかわかっておりますし、記憶はしております。ただ、行けるかどうかわかりませんが、やはりそういう委員のおっしゃった――、全く一緒ですので、これは複式学級の基準を見直してなくせという意味ではもう100%違いますので。存続できるようにしてほしいと。そこでも、人数が少しいな学級でも維持できるようにしてほしいと、そ

う意味でこれ出しておりますので、よろしくお願ひいたします。

○副委員長（鈴木てるみ君）

複式学級について先ほども質問があったんですけど、デメリットというか、後ろ側の黒板が暗いというような説明だったんですけども、それ以外で、例えば私が勝手に抱いたイメージなんですけれども、やはり複式学級の子たちは授業の半分の時間は自習になってしまうので、学習が遅れてしまったりするのかなというふうな、勝手なイメージだったんですけども、中には優秀な生徒さんもいらっしゃると思うんですけども、全体的に見て、やはり複式学級の生徒さんは学習が遅れているよとかそういうような何かデータとかがあるんでしょうか。

○陳情者（片野坂重浩君）

残念ながらちょっとないし、ただそれ以上に、私、舞鶴の前が奄美大島の学校でした。複式学級の卒業から上がってきた生徒、集団でのいろんな活動はなかなか慣れなかったところはあるんですけど、すごく博識な、私たち職員、将来は学者か何かにこの子向いているよねというような子もいました。その子たちそれぞれだと思いますので、今、鈴木委員のおっしゃった、やはり授業の形態はどうしても一方はちょっと、じゃあ今勉強したことを自習して解いててねとか言って、こっちの新しいところを教えたりとかいうところもあったりするんですけど、そういうところで、例えば小規模校にもやはり加配とかというのを今まで充実してきたところもありますし。ただ、3クラスしかない小学校、非常に厳しい状況ではあります。先生たちの人数がですね。だからそういうようなところもちょっと私もこれには入ってませんが、そういうところも考えておかないといけないなということは、事実感じております。

○委員（宮内 博君）

3番目ところのですね、特別支援学級の在籍児童数の人数を交流学級の在籍数としてカウントするという、このことをちょっともう少し説明してもらえませんか。

○陳情者（片野坂重浩君）

すいません、私、最初のところ本当あがっていて、現に今ある学校で40人以上の学級もあるんです。本当だったら、4月6日時点でこれもちょうと考えてほしいんですけど、4月6日時点での子供の数で先生の定数が決まってしまうので、入学式の段階で急に増えたりとか、減ったりというのもあったりして、それで先生の下限が出てきたりもしてるんですけど、事実、霧島市でも過去ありましたけど。ただそれは置いておいて、その時点でも例えば43人、42人ですかね、という学級が存在してるんです。天降川なんかがそうだと思います。違ったらすいません。聴いたのはそうだったので。結局40人を超えてる。なぜ超えてるかという、40人ちょうどなんです。あとの2人は特別支援学級の在籍の生徒なんです。そういうのがありますので、40人学級とか今後、例えば35人学級となっても、そういうような状況が出てくるということがあるので、こういうのはデータの的にはカウントができると思いますのでしっかり。数値を報告するときに。ですのでそういうところを考えるためにも、交流学級の数に入れてカウントできるようにもすれば、はっきりするなど。例えば40人学級といっても、Aという小学校の2クラスは41人と42人だよとかというのがはっきりしますので、そういう意味での、ダブルカウントをしてほしいというような趣旨です。

○委員（宮内 博君）

それがいわゆる年度始めの学級編制のときに、そのところは非常に特徴的にあらわれるということから、そういうことをおっしゃってるというふうに理解してよろしいですか。

○陳情者（片野坂重浩君）

はい。委員のおっしゃるとおりでございます。

○委員長（平原志保君）

ほかにはないでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

そうしましたら、続きまして陳情第2号のほうにいきたいと思います。こちらのほうの質問はございませんでしょうか。

○委員（宮内 博君）

これは国に対しては意見書提出をするという、2件ともそうなんですけれどもですね、いわゆる国の公教育に対するその財政的な措置が非常にこの現場での置かれている状況に左右されるということからですね、教職員の数にしても、クラス編制の数にしても、備品等にしてもそのとおりだということで、今出されている陳情書になるだろうというふうに私、思うんですけれど。その中で特に義務教育に占める国の公費負担ですね、これは国際的に見ても極めて少ないという状況下にあるというふうに報告がされてる部分もあるんですけど、その辺をちょっと説明ができる準備がありますでしょうか。

○陳情者（片野坂重浩君）

残念ながらありません。過去出したこともあったんですけど、その新しい資料をちょっと見つけることが出来ませんでした。去年も一緒だったと思います。

○委員（宮内 博君）

先ほどの資料と一緒にですけど、できれば資料としてですね。探せば出てきますよね。私、調べたんですけども、これは2019年の9月10日に経済協力開発機構が発表した資料になるんですけども、教育費への公的な支出は、OECD経済開発機構の中で、35か国のうち最下位だという調査結果が明らかになっているんですよ。ですから、実際に国内総生産に占める公的支出の割合というのは、日本は2.9%だと。比較可能なこの35か国で平均は4%ということですね。だから、かなり低いということで指摘をされてるわけですね。そういうことから含めて、きちんと国の国庫負担制度を堅持をして、地方の財源も確保できるようにしようという狙いがあるというふうに思いますけど、そういう取組と相まった問題提起というふうに受け止めてよろしいですか。

○陳情者（片野坂重浩君）

そのとおりでございます。具体的なデータありがとうございます。

○委員（植山利博君）

今回ですね、陳情が二つに分けて、義務教育の国庫負担制度の負担割合を上げるというものと、ゆたかな学びの実現、いわゆる高校までのも含めて、別々に出されているわけですけども、前回は教員定数の改善を図れということと、義務教育の機会均等というのが一本の意見書という形で出されているわけですよ。議会としては、ちょっとそこを修正して出したわけですけども、今回もこの陳情第1号と陳情第2号を一つの意見書として提出することもやぶさか

ではないですか。

○陳情者（片野坂重浩君）

私のほうで、去年のものを議会でのこの後の経過を議論したのはしっかり私が見たかという
と、しっかりは見えていないんですけど、ただ見たことは見ました。議事録を見させていただきました。
前回失礼したこともあるんですけど、そういう中で、ちょっと二つに分けたほうがいい
のではないかと感じてしまったので、委員会のほうで判断されれば、一つにまとめても構
いませんし、また先程言ったとおり、言葉の文言の表現とか、そこも趣旨が今の答弁である程
度わかっていたかと思っておりますのでお願いいたします、変更のほうも。

○委員長（平原志保君）

ほかにはないでしょうか。休憩します。

「休 憩 午前 9時52分」

「再 開 午前 9時53分」

○委員長（平原志保君）

再開します。ほかにはありませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようなので、以上で、陳情2件についての陳情者に対する質疑を終わります。陳情者の
方はありがとうございました。ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午前 9時53分」

「再 開 午前 9時55分」

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 陳情第1号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に
係る意見書採択の陳情について

△ 陳情第2号 義務教育費国庫負担制度負担率の堅持をはかるための、2022年度政府予算に
係る意見書採択の陳情について

○委員長（平原志保君）

次に、陳情第1号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予
算に係る意見書採択の陳情について及び陳情第2号、義務教育費国庫負担制度負担率の堅持
をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について、一括して審査します。
執行部の説明を求めます。

○教育部長（池田宏幸君）

陳情第1号についての見解を御説明します。県費負担教職員の定数は、国の教職員定数の標
準を基に算出されます。児童生徒にきめ細かな学習指導や生徒指導等の充実を図り、より質の
高い学校教育を実施するためには、教職員定数改善は、国の施策として実施されるべきであり、
現在、中学校、高等学校は1学級当たり生徒40人の学級編制となっておりますが、きめ細かな学
習指導、生徒指導等を行うためには、教職員の定数改善は大変重要なことです。また、複式学

級では、複数学年の指導を1人の担任が行うため、直接指導・間接指導の時間を設けたり、ガイド学習を行ったりと授業における工夫が見られます。複式学級の基準の見直しは、少人数のよさを生かした教育活動にどのように影響するかを見極めなければなりません。特別支援学級在籍児童生徒の人数を交流学級の在籍数とすれば、正確な在籍数や教職員定数に基づく配置が難しくなると考えています。鹿児島県においては「かごしまっ子」すくすくプランとして、小学校1・2年生の児童数が36人以上の学校には常勤教員を配置し、30人学級を実施しています。きめ細かな学習指導や生徒指導等の充実を図り、より質の高い学校教育を実施するためには、「かごしまっ子」すくすくプランは有効に機能しています。今後、豊かな学びの実現のため、教職員の定数改善にむけた財源確保がなされ、より一層、教育体制の充実を図ることができるように期待しています。次に、陳情第2号について御説明いたします。令和3年3月31日に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案が可決され、小学校の2年生以上の学級編制の標準を5年間かけて計画的に40人から35人引き下げることに決定しました。現在、小学3年生以上の学年では、40人学級編制となっていますが、きめ細かな学習指導、生徒指導等を行うために、指導方法を工夫・改善、加配や小学校専科指導加配、児童生徒支援加配が配置されているところです。義務教育費の国庫負担制度拡充に関しては、三位一体改革の一環として国の負担の割合が2分の1から3分の1に引き下げられています。県費負担教職員の人件費は、鹿児島県の所掌事務であり、本市単独で教員の増加措置は難しいことから、国の負担割合を増やすことによる人件費の確保は、大変重要であると考えています。今後も、教育機会の均等と水準の維持向上を図るため、財源的配慮がなされ、より一層、教育体制の充実を図ることができるよう期待しているところでございます。以上で説明を終わります。

○委員長（平原志保君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑は陳情ごとに行います。まず、陳情第1号について質疑はありませんか。

○委員（山田龍治君）

先ほど陳情者から陳情を頂いて、少し納得する部分もあったりしたんですが、口述のほうではそういうことではないということでしたので、少し質問させていただきたいと思えます。これは特別支援学級の交流人口の在籍数のことで、先生のほうから来られて、実際の数が、例えば40だったんだけど複式は別で、本当は2いるんだけど、教室の中には42いるんだということで、その数を正確にするとありがたいということで、先生のほうから言われたところがあって、なるほどなと納得したんですけども、ここできると、正確な在籍数や定員数に基づく配置が難しくなると考えますということで記載されておりますので、ここの部分を詳しく説明いただければと思います。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

今の山田委員のほうから述べられました、特別支援学級の生徒の捉え方だと思うんですけども、特別支援学級の生徒につきましては、特別支援学級で基本的な授業を行うのが原則だと思います。ただ、教科によっては、どうしても交流学級と一緒に授業を受けたほうが良いという場面もあるかと思うんですね。そのときには42名であるとか43名という場面も出てくるかと

思うんですけども、その違いのことだと思います。交流学級に結局重複カウントという形にしてしまうと、一つは交流学級の数が増えてしまうのかなという気がします。例えば、特別支援学級が8人、そして交流学級が40人という状況がある場合に、編制予定の中に1人転入生が来ることがわかったと。そうになってしまうと、現在のカウントでは、その子が特別支援学級に入ると特別支援学級が二つ、あと、交流学級が一つという3学級で済むという形になると思うんですけども、それがこの新しいというか先ほどの提案の考え方でいうと、ダブルカウントしてしまうと、その子が特別支援学級に入ってしまうと特別学級が2学級、そして交流学級も41名になって2学級となってしまうと、4学級おこってしまうと。そういったことが起こってしまうのかなという、そういったことを多分ダブルカウントの弊害みたいなとらえという形なのかなと思います。

○委員（山田龍治君）

しかしながら、実際は教室には交流学級、支援学級の生徒さんの机も準備はしてあるんですよね。そういう教室の室内の確保に関しては、少し問題があるのかなと。実際は40なんだけど、支援学級の生徒さんを入れると、教室には備品が43あるとか42があるという状況が現在もあるということですよ。ちょっと確認を。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

今委員のおっしゃられた、そういうような状況になると思います。ですから、誰も座ってない机が二つ三つあるとか、ちょっと教師としては寂しい雰囲気なのが、いつも空いていたりとかですね。例えば道徳であるとか学活であるとか全員でしたほうがいいよねという教科のときにはその子たちが上がってきますので、全部の机、いすが埋まるということになると思うんですけども、それ以外の教科のときには空いていたりとか、そういった寂しい部分があるのかな。ただ、もう一つは、このコロナ禍でどうしても数が多くなってしまいますので、机とかいすを置いておく数が。そういった意味でもちょっと。ただなくすというわけにはいかないと思います。その子たちのやはり存在を意識して、ほかの子供たちも意識させなくてはいけないと思いますので、そういった意味ではちょっとそういった状況が起こるのかなという感じはいたしております。

○委員（山田龍治君）

市の教育委員会としては、もう陳情者の話よりも、正確な在籍数や定員数の加配の財源的な部分を含めて、現状な形がいいという認識でよろしいのでしょうか。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

はい。今回4項目ですかね、陳情が挙げられております。この部分の今の交流学級と特別支援学級とのほうのダブルカウントについては、ちょっと問題点があるのかなというふうにとらえております。先ほど申し上げましたとおり、特別支援学級については、児童生徒は特別支援学級で授業を受けることが基本でありまして、そのために、特別支援学級の担任がきちっと配置をされているということだと思います。重複カウントすると、所属学級がある意味ちょっと、曖昧になってしまう可能性もあるのかなという気がしますし、本来のあるべき支援体制が逆に揺らいでしまう恐れもあるのかなという気がしますが、捉えとしてはあります。あと、先ほど言いましたとおり、学級数がどうしても増えてしまうということがあると思います。実情を考えると、

特別支援学級が非常にここ10年ぐらいですかね、急激に増える中で、さらにこのダブルカウントによって、特別支援学級が増えてしまうとかそういった状況が起こってしまうと、物理的にもちょっとなかなかうまくいかないのかなというふうにとらえておりますので、そういった意味でこの部分については、いかがなものかなというふうに思っております。

○委員（山田龍治君）

ちょっと、支援学級の今までいろいろな委員会の中でも生徒さんの数が増えている傾向にあるという数字は認識はしているんですけど、もう1回、過去3年ぐらいから結構ですので、どういった感じで人数が増えているのかお示しをいただきたいと思います。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

3年でよろしいですか。3年で申し上げます。令和元年度ぐらいでよろしいですかね [「平成30年度」との声あり]。平成30年度で申し上げます。子供の数、児童生徒数ですけれども、児童生徒数、霧島市内の児童生徒が全部で7,468名、これは小学生です。7,468名いたんですが、特別支援学級の生徒が小学校がこのとき312名おりました。312名で、特別支援学級の生徒が占める割合が4.18%でした。これが3年たちまして令和3年ですけれども、霧島市内の小学生の数が7,418名、50名ほど減ってるという状況があるかと思えます。に対して、特別支援学級の子供たちの数が577名となっております。占める割合が7.78%という形でございます。中学生について申し上げます。中学生、平成30年度3,546人、全て合わせておりますが、特別支援学級の数が92名でございました。割合が2.59%、これが、本年度、令和3年度には全体が3,543人。3,543人に対しまして、特別支援学級の子供が155名です。割合でいったら4.37%に増えているという形でございます。

○委員（下深迫孝二君）

定数は減っている中で、この支援学級の生徒さんですか。増えていると。この要因は何なんでしょう。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

今、委員おっしゃったとおり、子供たちの確かな就学支援というか、そういったシステムというんですか、就学を見極めるための精度が非常に高くなってきたのかなという気がします。ですから、子供たちがいろいろ持っている要因を細かく見つける体制が、ここ10年間ぐらいでどんどんどんどんその精度がある意味高くなってきているのかなという気がします。一つはですね。そして、もう一つは保護者の理解が非常に高まってきた。理解が高まってきたというんですかね。以前はなかなか特別支援学級に入れることに対して、保護者の方が非常に抵抗を持ってらっしゃったと思うんですけども、最近は特別支援学級もそういった啓発とかが進んだために、入れること、特別支援学級に入級することに対して、そういった抵抗感であるとかが非常になくなって、割と入りやすくなったというんですかね。そういった形の状況がここ10年ぐらい見られる、その一因だと思います。

○委員（植山利博君）

できるだけ少ない子供さんたちをしっかりと指導教育する先生が多いということは、子供たちのためには大変いいことだと私も理解しておりますけれども、これまで教育委員会としては、小中学校の統廃合ということについて、地元の自治会及び保護者からの要望がなければ、統廃

合はいたしませんという答弁が続いていて、ここ二、三年はそういう議論はないわけですが、やはりその小中学校の本来あるべき姿を議論する場合は、どれぐらいの小規模校まで容認できるのか。子供が1人でも、小学校をやはりそこに存在させなければいけないのかという議論も、やはりしなければならぬと私は思っています。そこで、現在、そういうような議論、若しくは県としては、ある一定の水準で統廃合ということを進めようという、基本的な姿勢を持っているわけですが、霧島市としては、先ほど言ったような状況が地元若しくは保護者からない場合はしませんよという姿勢は、変わらないという理解でいいですか。

○教育部長（池田宏幸君）

この統廃合についてでございますけれども、合併いたしましてから、福山中学校が1校閉めたというような状況でございます。これについては、やはり中学校という専門科目での教育が始まる時に、生徒数が少ないことによって、そういう、中学校から始まる形の教育、教職員の充足等も含めてその体制が取り難いというような状況があつて、国分南中のほうに行つていただくというような形で決着をしたというふうに記憶しております。一方で、それ以外の学校につきましては、上場の学校についても、特認校制度を採用したり、山村留学を一生懸命頑張つたりとかしながら、地域とともに学校が存続をしているというような現状でございます。それで、先ほど委員が言われましたとおり、霧島市といたしましては、地元のからの声、あるいは保護者からの声というようなものに沿つて今後検討していくということで方針を定めておまして、そこについては、今のところは変更はございません。具体的にそういう議論がそういう結論を得てからは、今のところございませんので、見直しというものも行っていないところでございますので、御理解を頂きたいと思ひます。

○委員（宮内 博君）

陳情書の第1番目のところに、さらなる少人数学級について検討してほしいということになっています。今年から、35人以下学級が始まつて、5年間でそれを小学校段階では成し得ることになっているんですけれども、実際に少人数学級にすることによって、いじめの問題であるとか、あるいはその学習の問題であるとか、そういうのが改善されるというのは萩生田文科大臣自身が認めていらっしゃるつて、よりそういう学級をですね、少人数学級を中学校段階でも高校段階でも広げるべきだという見解を国会の中でもしているわけですが、教育委員会としてはその少人数学級について、その効果といいますか、その辺をどんなふうに認識をされていらっしゃるのかということについてお尋ねをしたいと思ひます。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

私自身も最初教員になった頃は45名学級だったんですかね。それが今40名そして35名という形で下がつてきてまして、例えば、すいません最初個人的な感覚で申し訳ないですが、感覚としても、40名のときよりも恐らく35、35よりも30ぐらいのほうが、子供たちへの目が届く、または声がかかりやすい、いろんな場面で手をかけてあげることができるという部分では効果があるのかなと思ひます。よく学校のほうでは加配という形で教員を1人多く付けたりしますが、そのときにも、加配の効果につきましても、これも文科省のほうでそういった効果があるという形の、これまでのいろんな場面での発言をされておりますので、効果があるものだと思います。今回中学校、それから高等学校での35人学級を早急に実施をすることという

形で陳情のほうを見させていただきましたけども、早急というスピードがどの程度のスピードを指すのかちょっとまだわからないんですけども、小学校が35人に段階になりました。それから中学校のほうも、そういった形になっていくのがやはり理想なのかなというふうに思っております。ただ、高校につきまして、いろんな学科の問題であるとか、教科の特殊性とかそういったものがあるから、そのまま35という数字が当てはまるのかどうなのか、そこについて私もしっかりと見識を持っておりませんが、中学校においては少なくともそういった方向で、スピードは別として、今後、将来的なそういった方向に行くことが望ましいのではないかなというふうにとらえております。

○委員（宮内 博君）

将来的には、そういう方向でいかざるを得ない状況になってるのかなというのは、文科省でもそういう方向性を持っているというふうに、私もそのことを答弁なさってる大臣の発言を見て、再認識をしたところですけども、あと4番目のところ、陳情書ですね、4番目のところですけども、ここは陳情者が正確にその文章を書いてないのではないかということで、陳情者のほうに御意見を申し上げました。それで鹿児島すくすくプランのほうが国の基準よりも上回って、少人数学級を実施してるわけですよ。陳情者は、その陳情書は国の基準を下回るというふうに書いてあるので、それ違うのではないのかということで申し上げましたら、そのとおりだということでありました。それで、先ほどの部長口述を見てみますと、より質の高い学校教育を実施するためには有効だと。プランはですね。というふうに書いてありますので、この文章そのままそういうふうに取り取って書いたのかなというふうに思ったんですけども、そういう解釈でよろしいんですか。

○教育部長（池田宏幸君）

私の口述では、先ほど私が申し述べましたのは、「かごしまっ子」すくすくプランが有効に機能していますということで、口述では申し上げておりますので、現状として、国よりも先行して進んでいることが有効に機能しているということでございます。

○委員（宮内 博君）

もう一つの3番目の交流学級の在籍数としてカウントしてほしいということですが、先程、いかに特別支援学級の子供さんたちが増えているのかと、小学校、中学校共にですね、再度、認識をしたところでありまして、それぞれその学級編製の段階で、当然、その各クラスに、いわゆる特別支援学級に通う子供たちだけをクラスに限定をしないとかないうようなことではなくて、4クラスあれば4クラスの中で分散をして、そういう子供さんたちと一緒に学習できる時は同じ教室で学習してもらおうというような仕組みは作っているわけですよ。いわゆる、この霧島市の教育を見てみますと、それぞれ学年ごとに、特別支援学級の子供さんたちの数は書いてあるわけですけど、それは分散をしてそういう、偏りがないようにというような形で工夫はしているという認識でよろしいんでしょうか。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

今、委員のおっしゃられたとおりで、ある程度男女比であったり、また障害種であったりとかそういったことによって分けている部分もあるかと思っております。あともう一つは、なかなかこういったお子さんたちはどうしても特性が強いものですから、うまく組み方を配慮してあげな

いろいろなトラブルが起こることが非常に多いかと思えます。そういった意味を考えると、また学級の数も考えて、バランスをとって配置しているものととらえております。

○委員（宮内 博君）

実際に1週間の学習の中で、いわゆる特別支援学級1クラスのうちに何人か在籍しているということだと思わなければならないけれども、一緒に教室全体です、そのクラスに登録されている子供さんたちが一堂に会して学習をするという機会というのはどれぐらいの割合であるんですか。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

これも学校又はその個人の言えれば特性ですかね、そういった障害の状況によって様々だと思います。例えば、知的障害で学級入級している子供たちについては、特別支援学級でほぼ授業を受けていくのが普通の形だと思います。逆に他方、情緒障害とか自閉症障害については、学力的にもある程度持っておりますので、そういった子供たちは交流学級である程度の時間を過ごすという場面も多くなってくると思わすし、あと、肢体不自由であるとか、聴覚とか視覚とかそういった障害種については、これはまた特別支援学級で授業を受けないとなかなか成立をしないということになってまいりますので、そういった状況に応じてですが、教科、例えば体育などはもうみんなでしないと成立をしないと思わすので。中学校で言いますとですね。中学校なんかは体育であるとか音楽であるとか、美術であるとか、そういったいわゆる技能的な教科については、交流学級と一緒にするという場面が多いのかなと思わす。逆に、国語であるとか数学であるとか、そういった教科については、特別支援学級のほうで個別にきめ細やかな指導していくという形が多いのかなと思わしております。ですから、教科とかその子の特性によって大分差があるのかなという気はいたします。

○委員（宮内 博君）

陳情者は、先ほどちょっと議論がありましたけれども、年度当初の学級編制のときに、例えば40人学級のときには41人になれば、2クラスに分けて20人、21人と分けるんだけれども、その中に2人、特別支援学級に通う子供さんたちがいるということになると、39人の学級なるんだ。1クラスでいいというようなことになって、結局本来2クラス必要な学級が1クラスになってしまうという、その不合理性を改善してほしいというのが狙いなわけですよ。先ほどの答弁ではダブルカウントをすることによって、教室が増えて、その分いわゆる財政的な負担といいますが、教職員を当然そこに配置をしなければいけない、教室も確保しなければいけないというようなことがあるのでというその弊害のほうが大きいというふうにおっしゃいましたが、それは今の答弁では、それぞれの子供さんたちが持っている特性によって、1クラスの中でやったほうがいいのか、それとも全くそれに対応出来ないから、もう特別支援学級だけでやったほうがいいのかという、ケースによって分かれるということでありましたけれども、統計的にどれぐらいの比率で、同じクラスでやってるとかそういうのは、教育委員会としてないということに理解してよろしいですか。しているけれども今わからないという話ですかね。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

特別支援学級での学びの時間が最低は9時間以上という形でとらえております。1週間ですね。1週間で9時間は少なくとも特別支援学級で授業を受けると、それ以外については交流学級におけることも可能だという形で、だから先ほど申し上げました、最低9時間ですから、そ

れが十何時間であっても構わないしという形になってきますけども、はい[「だからその比率はどういうふうになっているのか起算していないということですか」との声あり]。比率まではちょっとすみません、申し訳ないんですがそこまではわかるか——。そうです。個別で先ほど言いました個別によって全然時間割の組み方が変わってきますので、ですから、細かく調べていけば分かると思いますけど、そこまではなかなか。

○委員（宮内 博君）

お聴きしたいのは、今おっしゃった、その週9時間というのは特別支援学級で授業をやってもらわなければいけないと。全体授業数は何時間になるんですかね。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

週の時数のほうですが、小学校のほうは1年生が25時間、2年生が26時間ですね。そして3年生が28時間、4、5、6年生これが29時間となっております。中学校についてもおおむね30時間弱という形になってくるかと思えます。

○委員（宮内 博君）

仮に30時間とした場合に、9時間ということでは3割ですよ。あと7割の授業時間は普通教室で授業を受けてもいいと。そのとおりに厳格にやればですよ。やればって話ですけど。やっているのであれば、いわゆる全体の学級の人数を例えば41人なら41人というふうに捉えて、2クラスにするということのほうは合理性があるのではないかというふうには思うんですけど。そここのところはどんな判断でしょう。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

先程9時間という数字を申し上げましたけれども、最低この9時間という状況ですので、ですから中学校で言いますと、先程申し上げました国語、数学、英語この教科ぐらいを恐らく特別支援学級で行っているのが多いかかと。ですから4、4、4ですから12時間ぐらい。12時間ぐらいを特別支援学級で行っていると。それ以外の教科については、交流学級で行うような場面もあったりする。ただ、最近はこの特別支援学級で、先程申し上げましたけど、特別支援学級で担任がきちっとついて、授業するのが当たり前、原則だと思いますので、そういった意味では特別支援学級での時数を増やす。なるべく特別支援学級で受けるような形にするのが、その子にとっては一番支援としてはふさわしいのかなという状況であると思えますので、ですから、個別によって時数も変わってまいりますけれども、基本的には特別支援学級での支援、それを第一に考えていくべきだと考えておりますので、同時に両方ともいけばそれはもしかしたら凄く究極的でいいのかもしれないんですけども、今の時点ではなかなかいろいろ難しい部分が多いのかなというふうには捉えております。

○委員（植山利博君）

今までの議論を踏まえた上で、確認の意味でお尋ねしますけれども、一つは今、宮内委員が言われるように、特別支援のクラスの子供たちが交流学級で授業を受けている割合がどれくらいあるかということやはり教育委員会としてしっかり把握をしていただきたいと。我々もどういう状況なのかということをおわかっていくべきだということを感じました。それを踏まえた上で、現実には子供のカウントの在り方はダブルカウントは今はないわけですよ。特別支援学級で何人で、普通クラスで何人という把握をしてると。陳情者は特別支援学級で何人、だ

けどその子たちが交流学級で授業を受けるんだから、その授業を受けるときの数をカウントすべきだと。それが40人を超えてたら、二つに分けるべきだという主張だというふうに理解をしているわけです。ですから、そのところはどうかということ判断するためには、私は、私個人の想像ですけども、6割から7割は特別支援学級で授業を受けてらっしゃるのかなというふうに感じてはいるんですけど、そこが明確にならないと、やはり議論のたたき台として正確ではないのかなという思いがありますので、今後はですよ、特別支援学級の子供たちが交流学級でどれぐらいの時間一緒に授業をしているのかということはしっかりと把握をしていただきたいというふうに感じました。答弁を求めておきます。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

今、植山委員のほうから申し上げられたとおりだと思います。きちっとどの程度の割合が、子供たちに対して特別支援学級で受けてる、また、交流学級で受けてるか、その割合によってやはりこの議題の中身が方向性が変わってくるかと思しますので、そこについては細かい数字をちょっと把握をしていきたいと思えます。

○委員（仮屋国治君）

ついでにちょっとずれた話をさせてもらいたいですけれども、支援学級が8人子供がいて、交流学校が40人いたとしますよ。それぞれこう受けるわけだけれども、一緒になるときはですよ、24対24で48人、2クラスに分けてやるというような体制というのは組めないもんですか。先生の資質という問題があるかもしれませんけれども、そのようなことを検討されたことはないんですか。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

今、仮屋委員のおっしゃられた、その8人が仮に同じ学年であったとしたら、48人で24人と24人という分け方、その中で授業をしていくということもあるのかなというふうに捉えますけれども。

○委員長（平原志保君）

ちょっと休憩します。

「休憩 午前10時31分」

「再開 午前10時33分」

○委員長（平原志保君）

再開します。

○学校教育課課長補佐（久留理剛君）

まず、特別支援学級の障害種によって、知的障害の場合の学ぶ教育課程と自閉情緒学級の学ぶ教育課程というものが、別になっておまして、自閉情緒学級の児童生徒については、通常学級の子供たちと同じ教育課程で学んでいくことになっておられます。知的学級につきましてはその子の特性や教育的ニーズに応じて、教育課程を決めていますので、一概に同じ交流学級に入ったからといって、同じ授業が進められるという現状にはないので、そこは難しいものと捉えていただければと思います。

○副委員長（鈴木てるみ君）

すみません。ではちょっと素朴な質問なんですけど、特別支援学級の担任になるには、専門

的な知識も必要かと思うんですが、何か特別な資格が必要なんでしょうか。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

免許のことだと思うんですけど、免許的には特別支援学級の担任になるからということで例えば養護学校の免許が要るとかですね、そういったことの必要性はないかと思います。ただ、その中学校であれば中学校の免許が必要、小学校であれば小学校の免許が必要という形になってくるかと思います。

○委員（下深迫孝二君）

今いろいろ話を聴いてですね。要するに、35人学級にしていくとなれば、先生方の数も相当必要になってくると思うんですが、先生方の数は今、どんどん先生に成り手があって、十分満たされるのかどうかそこはちょっとお伺いします。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

ちょっと35人学級にした時のですね状況をちょっとシミュレーションしてみました。1、2年生につきましては、鹿児島県30人学級で動いてますので、それ以外の3年生から小学校6年生までが仮に35名学級という形になった場合の想定なんですけど、そうなりますと、小学校では今の学級数よりも11学級ほど増えることになるのかと思います。中学校につきましては、9学級増えますので、小中合わせて、先程言いました35名学級が想定されたら、20学級ほど学級が必要になってくるという状況かと思います。

○委員（下深迫孝二君）

そうしたときにですね、先生方の数は十分満たされるんでしょうか。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

本年度につきましては、教員の数がきちっと4月当初で埋まったという状況でございました。ただ過去2年前ですか、2年前は4月6日の時点で教員が埋まらないとか、担任が足りないという状況がございました。そういったことを考えると、結構ぎりぎりの状態で県教委のほうも職員の配置をしてるんだなという状況がございますので、先ほど言いました20学級増えると、単純に20名以上の教員が霧島市だけでも必要になってくるということになってまいりますので、県内の数にしますとかなりの数の教員が必要になってくるのかな、そこを考えると一気にというのはなかなか難しいものかなというふうに捉えております。

○委員長（平原志保君）

ほかにないでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、ほかにないようなので、以上で、陳情第1号については終了します。次に、陳情第2号なんですけれども、ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時38分」

「再開 午前10時48分」

○委員長（平原志保君）

それでは再開します。次に移ります。次に陳情第2号について、質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

先ほど陳情者にもちょっとお伺いをしたんですけど、これは国の政策に関わる問題。国に

対してもっと公教育に対して財政的な負担をしてくれという中身だろうというふうに思うんですけども、日本のいわゆる国民総生産等に占める教育負担というのは決して多くはないと。国際比較でいくとですね。というふうには言われてますけれども、その辺からして教育委員会としてどういうふうに捉えてらっしゃるのかをお尋ねをしておきたいと思います。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

私どもが調べた2018年度の結果しかないんですけれども、そのときの教育予算が国家予算の中で占める割合というものですけれども、これを2018年のデータで見ますと日本が3.18%という形で捉えております。ちなみに、OECDに入ってる国などを捉えたときに、オーストラリアが5.12%であるとかまたは、イギリスが5.44%であるとか、または、隣の韓国ですかね、韓国が4.56%であるとか、今高いとこばかり述べてますけれども、逆に日本より低いところを探したときに、私が持っている手元の資料の中ではそういった数字が見えてきませんので、その状況からいうと国家予算〔25ページで訂正発言あり〕の中で占める教育の割合、日本は決して高いほうではないのかなという捉えをしております。

○教育部長（池田宏幸君）

今、国の予算については課長が申し上げたとおりでございますけれども、御承知のとおり、日本の場合には、国の支出それから地方の支出というものがございまして、それぞれ役割分担をしながら支出をしているというところでございます。実は全体としてですね、民生部分については国の支出よりも地方からの支出のほうが大きいという事実もございまして。陳情、先程説明の中でも申しましたとおり、教職員の人件費については、三位一体改革ということで、国の負担率は2分の1から3分の1に下げられたわけでございますけれども、三位一体改革のときに税源移譲がなされておまして、国の税源が地方のほうの税源として移されていると。いわゆる税収自体が地方のほうが増えるので、その分国の負担は下げますよということになったわけですが、これが実は国が下げた額と地方のほうの税収が上回った額と比較すると、見合いにはなっていないという問題点はございますけれども、一概にその国の支出額だけで比較ができるものではないというふうに考えています。

○委員（植山利博君）

よくこの議論はされるんだけど、今言われたように、例えば金額ベースで、金額ベースですよ、この比率ではなくて、金額ベースで国と地方、県、市、市町村が金額ベースで教育予算に対するどれぐらいの支出があるかということは把握されてますか。

○教育部長（池田宏幸君）

具体的に数字では把握は、金額での把握はいたしておりません。

○委員（植山利博君）

国と県と市町村が教育に対してどれぐらいの重きを持って財政を投入しているかということも理解をしてないとですね、この国家予算に対するそのパーセンテージだけで、日本という国が教育において、どれだけの財政負担をしているかということは比較にならんわけですよ。だからこういう議論するときは、金額ベースで10年前と今とどう違ってきたか。それから、児童生徒の数がどういう推移をたどっているか、その辺のことの把握をした上で、例えば子供1人に幾らの財政投資がなされているかということですね、把握をしてないと、こういう議論は

私は無意味だという気がしてならないんですけど、いかがですか。

○教育部長（池田宏幸君）

今、植山委員が御指摘をされたような比較の仕方というものもあると思います。物事何でもそうだと思いますけれども、様々なとらえ方があって、様々な比較の方法があるかと思えます。いずれにいたしましてもですね、様々な点から検討して総合的な判断というものが必要になってくるのではないかと考えておりますので、一つの御見解として大変有意義なものというふうに思えます。

○委員（宮内 博君）

私が次、聴こうと思ってたものにも入ってきましたのでですね、ちょっと腰を折られた感じですけど、先ほど課長のほうから御紹介があったのは、いわゆる国際比較の中で経済協力開発機構が発表したものではないのかなというふうに思うのですけれども、これは国民総生産に占めるその公的教育への支出ということの一つの柱にして述べたものだというふうに思うんですよ。だから、今議論があったように、比較のしようというのはいろいろあるというふうに思うんですけども、国際的に物事を比較をするときに用いられている指標の一つではないのかなというふうに思いますので、そこのところはそういう解釈でよろしいのかどうかですね、お尋ねしておきます。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

今、委員のおっしゃられたとおりだとも思います。ユネスコが出している資料ですので、国民総生産に占めるその教育予算の割合だと思えます。私がちょっと先ほど国家予算という形で言ってしまう、ちょっと言葉が違ったのかなと思ひ訂正したいと思えます。

○委員（宮内 博君）

あと、国際的な比較で、各国の小学校、中学校の1クラス当たりの人数というのが日本と比べてどうなのかというのがあるんですか。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

2018年度のデータでございます。小学校の学級規模という形になりますけれども、学級に何人子供がいるかという数字です。日本がこのときに、27.2人となっております。これもちなみに、関係したような国を申し上げますけど、イギリスが26名であったり、または韓国が23.1名であったりとかですね、アメリカが20.9名という形になってまいります。OECDの平均の数字が、21.1と出ておりますので、それに比べて日本は若干、高めなのかなというふうに捉えております。小学校の数字になります。

○委員長（平原志保君）

ほかないでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で陳情2件についての執行部への質疑を終わります。しばらく休憩します。

「休憩 午前10時57分」

「再開 午前10時58分」

△ 議案第61号 財産の取得について

○委員長（平原志保君）

それでは再開します。次に、議案第61号、財産の取得について審査します。執行部の説明を求めます。

○教育部長（池田宏幸君）

議案第61号、財産の取得について御説明します。議案書の57ページをお開きください。小学1年生と小学2年生に、1人1台のタブレット端末を整備するための財産の取得について、地方自治法第96条第1項第8号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。詳細につきましては、引き続き、学校教育課長が説明しますので、よろしく審査くださいますようお願いいたします。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

議案第61号について御説明します。国のGIGAスクール構想に基づき、ICTの活用により子供たちの学びを保障できる環境を実現するために児童が使用する1人1台端末を整備するものです。小学1・2年生用としてタブレット端末2,393台を取得するもので、運用に向けての設定費や保守料も含んでいます。取得の方法は、令和2年7月21日実施の県の共同調達により決定した業者との随意契約により、霧島市隼人町神宮五丁目3番24号、リコージャパン株式会社、販売事業本部鹿児島支社鹿児島第二営業部部长、道上慎二から1億5,539万1,568円で取得しようとするものです。以上で説明を終わります。

○委員長（平原志保君）

ただいま執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（新橋 実君）

今、説明がありました取得の方法ですけれども、この県の共同調達により決定した業者、この説明をお願いします。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

随意契約という形でしたんですけれども、令和2年度の端末整備で、スケールメリットですか、それを生かすことで良質な機器をより安価に購入できることから、鹿児島県の共同調達プロポーザルに参加いたしました。その際の仕様書において、令和3年度に調達する機器等についても、今年度の契約内容で随意契約による調達ができるものとするとしておまして、今年度も同一の条件で調達が出来、安価な価格で契約ができるものと考えております。

○委員（新橋 実君）

このリコージャパンという会社が県のやつを全てここが受注したっていう理解でいいですか。それとも霧島市だけということですか。その辺はどうなんですか。

○学校教育課学事グループ長（濱田香織君）

県の共同調達に県全体の市町村が参加してるわけではなく、それに参加したいと手を挙げました市町村が参加しておまして、そこに参加いたしました市町村で納入されるものにつきましては、リコージャパンが納入しているということで、iPadについては、リコージャパン

が納入しているということでございます。

○委員（新橋 実君）

ということは、結構な安価だったと思うんですけども、他の業者からはもちろん見積りはとっていないわけですけども、どれぐらいですよ、他の業者からとっていないんですけども、どれぐらい安価で納入出来たと理解してますか。

○学校教育課学事グループ長（濱田香織君）

すみません、ほかの業者さんのほうから見積りというのは取っていないんですが、もしこの共同調達をせず、独自で見積りをとった場合の金額につきましては、諸設定、本体含め、諸設定で保守含めですね、現在の分につきましては、1台当たり今回の調達の分につきましては、6万4,935円になるんですが、もし、共同調達を行わない見積りをした場合は、1台当たり7万8,700円かかる見積りが出ております。7万8,700円なので、約1万3,000円安く購入が出来たとなっております。

○委員（新橋 実君）

これは鹿児島県内ほとんどのところがこれは必要だったと思うわけですけども、これは19市あるわけですけども、この方法を利用して随意契約をされた19市の中でどれくらいあるのですか。

○学校教育課学事グループ長（濱田香織君）

共同調達に参加いたしました市町村が、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、曾於市、志布志市、奄美市、伊佐市、始良市でございます。12市でございます。

○委員（宮内 博君）

先ほど陳情者のほうからお話があったんですけども、今回、こういう形で全ての子供さんたちにパソコンが、あるいはそのタブレットが与えられるということなんですけれども、教職員にはそれが無いんだというふうにおっしゃっていらっしゃいました。その辺のところをちょっと説明してもらえませんか。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

一般質問の際にも同様の質問を頂きました。今回のタブレットにつきましては、児童生徒が児童生徒用という形の1人1台となっておりますので、教職員については今回の配布はございませんでした。ただ、教職員をどうするのかという問題出てくるかと思うんですけども、今入っているアプリケーション、二つ大きなものが入ってるんですけど、その対応につきましては今までの既存の学校のパソコン室等にありますがパソコンで対応ができるという形になります。ただ、今後、使い方が広がってきて、新しいアプリケーションを入れてまいりますと、OSが同じでないと対応出来ないということが出てきますので、そのときには教師用のタブレット、同じものがあるほうがこれはいいのかなというふうには捉えております。県内でほかの市町村がどういった対応をしていくのか、そういったところも研究しながら、対応策を今後考えていく必要があるかなと考えているところでございます。

○委員（宮内 博君）

あとは教える側の状況ですけども、全ての教職員の方たちがパソコンを利用して教えるこ

とができる、そういうスキルを持ってらっしゃるのかというようなことと、現状と今後の対策等についてはどういふふうにお考えですか。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

はい、教職員のやはりスキルアップが非常に大きな今回のこのタブレットの課題と申しますか、大きな目的なのかなというふうにも捉えております。機械は入ったけれども教える側の力がないと、これではもうただの機械になってしまうと思いますので、子供たちの仕様については、高千穂という段階で、幅広くだんだん活用の幅を上げていくという方法をとっております。教職員につきましても高千穂の活用が広がっていくと並行しながら研修の場を設けているところがございます。前年度から教職員の研修につきましても行ってございまして、導入される前の段階です。これは導入前研修会というのを行ってまいりました。4月に導入がされまして、そのあとスタートアップ研修会、今後、夏休みに向けて活用促進研修会というのを行ってまいります。ただ、教職員が全て一堂に会してというのはなかなか難しいと思いますので、管理職それから情報教育担当者、そういったものに対する指導をどんどん行っていきまして、その者たちがさらに教職員の先生方に教えていくという段階的な指導をとっておりますし、もう一つは、メディアセンターが本市にはあるものですから、そこにいろいろ質問が何でもできる窓口を設置しております。それから、学校とメディアセンターと全て回線で結びまして、困ったときにはいつでもぱっと質問ができるようなですね、そういったウィンドウズのソフトがあるものですから、そういったのを入れて対応とるような体制でもとっております。

○委員（新橋 実君）

これだけ多くの台数ですが、決まった場合、いつから使用するのかですね。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

今の予定では、8月中に納入いたしまして9月から1、2年生については使用するような形で考えております。

○委員（新橋 実君）

数も多いわけですけど、初期設定もそれまでには十分リコーで対応できるという理解でいいんですね。

○学校教育課学事グループ長（濱田香織君）

そのとおりでございます。夏休み中に全てリコーのほうで、全ての設定等を完了いたしまして、9月から本格稼働ができるように準備しております。

○委員（山田龍治君）

1点だけ。前回の小学校のタブレットを取得した単価と、今回の単価と差異はあるんでしょうか。

○学校教育課学事グループ長（濱田香織君）

前回、3年生から6年生の分を令和2年度に納入いたしました。そちらの納入額とは差異はございません。議案書のほうにございますが、すみません、議案書の取得の2番なんです。取得の方法ということで、こちらを御覧ください。こちらの取得の方法に、随意契約、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第7号によるということ、令和2年7月21日実施の「鹿児島県市町村公立学校情報機器整備業務提案」仕様書における仕様書に、令

和3年度に調達する機器等についても今年度の契約内容で随意契約による調達ができるものとするとしておりますので、単価につきましては差異はございません。あと追加いたしましたドリル、令和3年度の分につきましてはドリルアプリが入っておりません。

○委員長（平原志保君）

ほかにありませんか。ないようなので、以上で議案第61号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時13分」

「再開 午前11時15分」

△ 議案第62号 財産の取得について

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第62号、財産の取得について審査します。執行部の説明を求めます。

○教育部長（池田宏幸君）

議案第62号、財産の取得について説明します。議案書の59ページをお開きください。溝辺学校給食センターの炊飯システムその他の厨房機器を購入するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めようとするものです。詳細につきましては、引き続き、学校給食課長が説明しますので、よろしく審査いただきますようお願いいたします。

○学校給食課長（堀ノ内敬久君）

議案第62号の財産の取得について御説明します。溝辺学校給食センターは、平成13年4月に開設され、建設後20年が経過しています。厨房機器等につきましても建設当時かそれ以前のものであり、機器の老朽化が著しい状況です。このような状況を改善するため、厨房機器等の計画的な更新を行い、安全安心な学校給食を継続して提供できるよう、炊飯室、コンテナプール、下処理室等の厨房機器を取得しようとするものです。取得の方法は、指名競争入札により、鹿児島市伊敷町4745番地4、鹿児島アイホー調理機株式会社、代表取締役、長峯幹樹から59,861,780円で取得しようとするものです。施設の見取図と厨房機器の写真については、参考資料をご覧ください。以上で説明を終わります。

○委員長（平原志保君）

ただいま執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（新橋 実君）

これは一般競争入札だと思うんですけども、まず設計額と落札率をお伺いします。

○学校給食課長（堀ノ内敬久君）

予定価格と落札率については答弁出来ません。答弁出来ないということになっております。申し訳ございません。

○委員長（平原志保君）

しばらく休憩します。

「休憩 午前11時17分」

「再開 午前11時37分」

○委員長（平原志保君）

再開します。

○教育部長（池田宏幸君）

物品調達役務の入札に関する予定価格の公表につきましては、全庁的に事前事後の公表について、議会委員会での対応ということで、事前事後の予定価格は答弁を出来ない旨を説明するというふうになっております。また、見積書等から予定価格を決定するまでの考え方についても具体的な数字の答弁は避けるとされております。このことは、昨年10月1日の全員協議会において、議員に説明がされているものと承知しております。

○委員（仮屋国治君）

原則公表しないということになったということでありまして、今回のこのケースみたいに、10品目も商品数がある中で、予定価格を推測されるのかどうか。そういう判断もないことには、なかなか全ての物に対して公表しないということになると問題ではないかと思うんですけれども、どのようにお考えですか。

○学校給食課長（堀ノ内敬久君）

この厨房機器の備品更新につきましては、昨年度から隼人の給食センター、そして今年度から溝辺の給食センター、それと、また今年度において霧島の給食センターも備品更新を計画しております。その中で、同じような物品の購入というのが発生してまいると考えますので、この公表を避けさせていただきたいというか、そのような物品も同様の物品もまた購入することになります。

○委員（新橋 実君）

では、確認しますけれども、最低制限価格というのはあったのですか。

○学校給食課長（堀ノ内敬久君）

ございません。設定していません。

○委員（新橋 実君）

設定していないということは、もう一番安い業者がとにかくとってもらえばいいんだと。予定価格というのはあるわけですね。予定価格はあって、予定価格に一番近い業者、それに幾ら、それを言えば、幾ら下回らなくても、上回っている業者であってもいいという理解ですかね。その辺はどうなんですか。

○教育部長（池田宏幸君）

予定価格がございまして、予定価格に対してこの入札については最低制限価格というものを設定していなかったということでございますので、1番価格を安く提示をした業者が落札をしたと。先ほど委員が言われたような、例えば予定価格を上回るような入札があるとすれば、再度入札等ということになりまして、それでも落札者がいない場合で応札者と協議が調べば随意契約ということも考えられますけれども、今回の場合には、そういう特殊な事例ではないということでございます。

○委員（新橋 実君）

先程ですね、今回、金額は公表しないということなんですけども、今、この金額も実際公表されてないわけですよ。他のところは。もちろん私たちも出したら駄目なんですけど、これがですよ次の業者とは500万円からの差があるわけですね。これだけのあれでですね。やはりこれだけ差があればですね。先ほど仮屋議員も言われましたけれども、それが本当に次に近づくのかなという思いもあるんですけれども。いつも使っているこのアイホーさんがですね、本当は一番使いやすいという訴えはみんな知れ渡っているわけなんですけれども、もうここが一番私はいいのではないかとってですね、随意契約で予算があればそこをお願いするという形が一番いいのではないかとって思うんですが、その辺についてはどういうふうにお考えなんですか

○教育部長（池田宏幸君）

地方自治体が物品調達等そういう物品調達を含めてですね、入札をする場合において、いわゆる私どもが様々な資料を見ながら検討していくわけなんですけれども、すいません、私の記憶でなんですけれども、地方財務実務提要という本がございます。その本の中にはですね、使いやすいとか、あるいは実績があるということをもって、随意契約をすることは適切でないという記載があったというふうに記憶をしております。

○委員（新橋 実君）

聴くところによりますと、しかし、そうは言われてもですね、ほとんどの給食調理室やいろんなところに聴きますと、いろんなところで、ほかの事業所のやつを使えば非常に使い勝手が悪いとかですね、来てももらえないというような意見も聴くわけです。やはりその辺はしっかりと教育委員会も対応していただいて、もしほかのところが取った場合はですね、対応するように強い指導をしていただきたい。それを要望しておきますけれども、いかがですか。

○学校給食課長（堀ノ内敬久君）

そのような形で対応してまいりたいと思います。

○委員長（平原志保君）

ほかにないでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で、議案第62号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時44分」

「再開 午前11時45分」

△ 議案第60号 請負契約の締結について

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第60号、請負契約の締結について審査します。執行部の説明を求めます。

○教育部長（池田宏幸君）

議案第60号、請負契約の締結について御説明します。議案書の54ページをお開きください。R2（繰）国分北小学校屋内運動場大規模改造工事（建築）について、仮契約を締結しましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又

は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めようとするものです。詳細につきましては、引き続き、教育総務課長が説明しますので、よろしく審査いただきますようお願いいたします。

○教育総務課長（西敬一朗君）

議案第60号の請負契約の締結について御説明します。国分北小学校の屋内運動場は、昭和47年に建設され、建設後約50年経過しています。老朽化が著しく、修繕料が増大している状況です。このような状況を改善し、内装等の木質化及び設備機器の省エネ化やバリアフリー対策などの大規模改造工事を行い、教育環境の整備を図るため、国分北小学校屋内運動場大規模改造工事（建築）に係る請負契約を締結しようとするものです。条件付き一般競争入札については、福地建設株式会社、代表取締役、福地茂穂が入札価格1億7,380万円、技術評価点106.6点、評価値67.4684点で落札しました。工事概要は、鉄筋コンクリート造2階建て、延床面積660㎡の屋内運動場の柱、梁、壁を残して、その他の部分について全て改修する大規模改造建築工事です。工事場所は、参考資料1の配置図に、斜線で表示している部分であり、工期は、令和4年1月28日までを予定しています。各階の平面図と立面図については、参考資料2から5をご覧ください。以上で説明を終わります。

○委員長（平原志保君）

ただいま執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（新橋 実君）

これの積算価格と落札率をお願いします。

○教育総務課主幹（町田信彦君）

予定価格につきましては、1億7,413万円が税込みです。税抜きで1億5,830万円になります。落札率につきましては、99.81%になります。

○委員（新橋 実君）

技術評価点を書いてあるわけですが、102点から106点まで、107点までですか、ありますが、この非常に差があるわけですが、この差というのはどういった点で差がついているのですか。

○教育総務課主幹（町田信彦君）

技術評価点の点数の差につきましては、総合評価方式の評価点につきましては、企業の施工能力、配置予定の技術者の能力、地域貢献度の3項目について評価をいたしております。企業の施工能力につきましては4点。配置技術者の能力につきましては2点。地域貢献度4点、合計10点としているんですけども、この中で、差が開いてるところにつきましては、配置予定技術者の過去の実績ですとか、あと、地域貢献度の道路アダプト等のアダプト制度を採用しているかしてないか、また消防団員の数が、多いか少ないか、そういったところで差が開いております。

○委員（新橋 実君）

資料の立面図等を見るとですね、窓がなくなったりしてですね、ガラリか何かになってるみたいな感じがするわけです。この窓を潰した理由、そして、この窓を潰したところはどういうふうな形で施工されるのかですね、そこをお伺いします。

○教育総務課主幹（町田信彦君）

今回、窓を潰したところにつきましては、東面と、西面の妻側に面するところにございまして、1階部分につきましては窓がありまたひさしもついている。資料4のほう見ていただきまして、既存の東立面図を見比べていただくと分かるんですけども、1階部分のところに小さい窓と、あとひさしもついております、このひさしの高さがちょうど地盤面から1mちょっとのところにあります、小学生が活動するときに、頭等をぶつける可能性があるのかなど。また、この下の窓が地下の採光窓ということだったんですけども、こちらにつきましては、今回の改修工事で、すみません、建設当時は地下室があったんですけども、平成2年ぐらいに改修したときに、台車等を取り入れまして、地下室としても使う必要はなくなっているということで、採光窓の必要がないということが理由で撤去をいたしまして、また、1階と2階の窓につきましても放送室ですとか、控室ということで、余り日が入るとよろしくないということも、学校との打合せでお話をしまして、また、他の学校でも妻側に窓があるタイプというのはなかなかないものですから、今回もう撤去して壁にしようということで、ここの壁につきましては、耐震改修工法等でやるように、鉄筋のアンカー筋を打ちまして配筋をいたしまして、そのあと型枠を組んでコンクリートを流し込んで固めるという工法で考えております。

○委員（植山利博君）

条件付一般競争入札ということになってますけれど、この条件はどういう条件をされたのかお示してください。

○教育総務課主幹（町田信彦君）

条件付一般競争入札ということで、条件というのが、霧島市内に本店を持ち、霧島市内に本店支店を持って、指名の登録を受けた業者のみが参加できるということでの条件付けとなっております。

○委員（新橋 実君）

今回、トイレ等も改修されてるみたいですけども、今回、このトイレを増設されたりするわけです。その辺の変わったところをちょっと教えていただけますか。

○教育総務課主幹（町田信彦君）

今回の改修工事につきましては、資料2の平面図、1階平面図を見ていただきたいんですけども、まずもともとトイレがあったんですけども、体育館のアリーナ側から利用できる、多目的トイレもございましたんですけども、このアリーナ入口から入ってトイレに入る通路の部分が非常に狭い状況でございまして、車椅子等また普通の方が使う上で、いろいろ支障があるということもお聴きいたしましたので、資料2の右側の改修後のほう見ていただければ分かると思うんですけども、多目的トイレにつきましては、体育館だけではなく、学校に来られた方が使いやすいようにということで、外部から出入りできるように改修をいたしまして、そのような形にしております。それとまた、もともとが玄関ホールが非常にここは広いスペースを持っておりましたが、非常に学校を見てますと、なかなか使えていない、倉庫みたいな形で使っているということでしたので、ここは玄関ホールをちょっと縮めまして、その横に倉庫等を入れるのと同時に、トイレをちょっと広くして使いやすいように改修をかけております。それがまた、もともと車イスで外部から入るスロープ等がございませんでしたので、今回の改修で

スロープを設けまして、外から入りやすいような形に変えてございます。あとまたステージ側のほう見ていただきたいんですけども、もともと既存の放送室が2階にあったんですけども、式典等その辺を使う際に、やはり1階に放送室があったほうが使い勝手がいいということでしたので、今回の改修で、ステージ左手側に放送室をつくって、こちらで対応ができるような形に変えております。

○委員（新橋 実君）

今、多目的トイレについては、外からも使えるということなんですけれども、例えば日曜日等に外で野球とかなんかいろんなスポーツをやった人達なんか、体育館は使ってなくてもトイレを使いたいとなった場合は使えるのかどうか、鍵がしてあって使えないのかどうか、その辺の使用の仕方については、どういうふうな形になるのか。

○教育総務課主幹（町田信彦君）

多目的トイレの使用につきましては、今、北小学校に屋外トイレがありまして、こちらについては扉等もなく、誰でも学校の正門入れば中から使えるような状態になっております。今回は新しくつくります多目的トイレにつきましては、今後は学校側との協議で、学校がどういった形で開放していくかという形になりますので、我々としては、鍵もかけられるようには造りますが、その後の使用形態につきましては、学校のほうで決めていくのかなというふうに考えております。

○委員長（平原志保君）

ほかにないでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

では、以上で、議案第60号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時58分」

「再開 午後0時58分」

△ 議案第58号 霧島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第58号、霧島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について審査をします。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（林 康治君）

議案第58号、霧島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について説明いたします。今回の改正は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）により指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）等が改正されたことに伴い、新たに各種介護サービスの業務継続に向けた取組の強化及び感染症対策の強化に係る規定等を設けるため、本条例の所要の改正をしようとするもの

です。詳細につきましては、長寿・障害福祉課長が説明いたしますので、よろしく御審査賜りますよう、お願い申し上げます。

○長寿・障害福祉課長課長（堀之内幸一君）

議案第58号、霧島市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について、説明いたします。議案書は、29ページから52ページ、新旧対照表は、26ページから68ページになります。改正内容について、該当条文を一つずつ説明すべきところではありますが、今回改正しようとする3つの条例において、内容が共通する点や、改正を要する箇所も多いため、説明については、別途お配りしております別紙資料にて説明いたします。別紙資料1ページをご覧ください。今回の改正内容の要旨となっています。まず、今回の条例改正の経緯は、介護保険法の改正や令和3年度介護報酬改定に併せて国の基準省令が改正されたことにより、本市の3つの基準条例①「霧島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」、②「霧島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」、③「霧島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」について、該当する部分を反映させる改正を行うものであります。次に、3つの条例の主な改正内容としまして、①感染症対策の強化、②業務継続に向けた取組の強化、③ハラスメント対策の強化④高齢者虐待防止の推進、⑤会議や他職種連携におけるICTの活用、⑥認知症介護基礎研修の受講の義務付け等、事業者に対して新たな義務付けを行うものが含まれています。なお、①～⑤については、3つの条例に共通した改正内容となっています。また、①、②、④については、3年間の経過措置を定めております。資料の2ページ以降については、条例別の改正の概要となっております。いま説明した主な改正内容以外の内容も示しておりますので、お目通しいただきますようお願いいたします。以上で、議案第58号、霧島市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について、説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（平原志保君）

ただいま執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（宮内 博君）

かなり内容的にも、複雑だと私は個人的にはこの条例を拝見いたしまして感じたところですが、それを今、簡潔に御説明をいただいたんですけれども。実際に、どこがどういうふうに変わるかっていう点については6項目について述べてある部分だろうというふうには思うんですけれども、ここで示されている条例については施行日が4月1日からというふうになっているのかなというふうに思いますけれども、それが、現在、6月の段階で示されたというのは、どういう理由によるものなんですか。

○長寿・障害福祉課主幹（唐鎌賢一郎君）

今回の条例改正につきましては、議員がおっしゃったとおり、4月1日からの適用ということで、国の基準省令に基づいて改正しようとするものです。国の公布が1月末であったんですけれども、即座の対応であれば、3月議会において上程できればよかったんですが、今回、改正

内容のボリュームも結構ありまして、スケジュール的にも3月の上程というのは、中身を理解するのに時間もかかるということで、6月議会上程とさせていただいたところです。適用につきましては、4月1日から、介護保険法の改正と、あと介護報酬の改正も行われておりますので、4月1日からの適用ということで、条例の改正をさせていただいているところです。

○委員（宮内 博君）

中を拝見しますと、先ほど言われた6項目の件について、それぞれ記載がされているんですけども、4月1日からの施行で既に動いているわけですよね。それを条例が後で追っかけていくという形になるわけですけども事業者にはどういうふうに対応をなさるということになってるんですか。法律的には4月1日施行されてるけれども、条例そのものがないという形だろうと思うんですけども。その時間的な問題というのはどこで解消するのでしょうか。

○長寿・障害福祉課主幹（唐鎌賢一郎君）

事業所に対しましては、4月1日時点において、今回の改正で、何か措置を求めて、改めて置くべきということでは直接はないんですけども、内容によりましては、義務付けで3年間の経過措置もあったりということの内容はあります。今回、運営規程の改正なんですけれども、このことで介護報酬の改定に直接影響があったりとかというものではなくて、4月1日時点でこの条例を改正していなくても違法ではないという解釈もありますので、ただその整合性をとるとということで4月1日の適用ということで、適用については4月1日ということとさせていただきます。と思っています。

○委員（宮内 博君）

本条例の対象となる、いわゆるこのサービス事業者。それはどういうもので、市内にどれほどの事業者があるのか、その辺をお示してください。

○長寿・障害福祉課主幹（唐鎌賢一郎君）

今回、改正しようとするものは資料にもありますとおり、霧島市指定の地域密着型サービス事業であります。地域密着型事業所につきましては、市の権限で指定をする事業所になりますけれども、地域密着の事業所数は、サービス事業所、何種類かあるんですけども、事業所総数としましては、地域密着型の事業所は73事業所です。二つ目の条例で介護予防のほうは、要支援1から2の方が対象なんですけれども、この事業所については65事業所市内にあります。

○委員（植山利博君）

今回の条例改正も非常にボリュームが多くて、理解するのになかなか骨が折れるなという感じですけども、全体として今回のコロナの感染があったことを受けて、今後、様々な感染症に対するそういう施設での対応を充実、強化しなさいということであるとか、それぞれ、今まで以上に研修を義務付けたりとか、事業所の職員の方々の負担が相当増えるのかなという気がしますが、そこ辺りは、そういう負担増に対する支援、国とか、県とか地方自治体の支援というものは想定はされていないわけですか。

○長寿・障害福祉課主幹（唐鎌賢一郎君）

今、委員がおっしゃったとおり、コロナ感染症の関連で、介護施設の従事者に対しては、常日頃、そこら辺で業務も増えているという状況であります。今回の改正については、感染症対策の強化ということで、感染症対策を盛り込むという形で、これが義務付けになるんですけど

も、従事者に対してこの条例改正においては、そういった特別な措置というところは、今回、そこまで盛り込んでいないということにはなります。介護従事者につきましては、国の補助等で、昨年度もありましたけれども、慰労金の支給とかそういった制度がありますので、またそれは国の補助等の中で対応していくということになるかと思えます。

○委員（植山利博君）

例えば当然あるべき、ハラスメントであるとか、当然だろうということが明文化されてきているわけですね。義務付けられている。そうすると、施設としての運営の在り方、従事者もそうですけれど、それを運営されている、経営者と言えいいんですかね、その方々の負担というか、量も増えてくると。そういう、今よく言われてるのはそういう介護士などの処遇改善ということもよく言われてるわけですが、それは国が今後、対応するだろうということですが、やはりそこもしっかりとその措置を、何らかの対策をとらないと、これが完全に条文のとおり、施行されていくことが難しいのではないかとこのように私は思うんですけど、今後、市としてもそういう働きかけというか、現場の実態をとらえながら、国とか県にそういう働きかけをすべきではないかと思うんですけど、いかがですか。

○保健福祉部長（林 康治君）

今おっしゃいますとおり、やはりこの条例、義務化というようなことになりますので、やはり事業所の負担というのとも考えられます。今後条例を施行いたしまして、それぞれの事業者からのお声とかも聴かせていただきながら、またそのような支援についても、国や県に求めていると考えております。

○委員（山田龍治君）

3ページと7ページのところの⑨番というところ、これは認知症の基礎研修の受講の義務付けということになっているんですけども、これは介護に係る全ての職員が研修を受講しないといけないということなのか。そして、その費用は事業者がみるのか、御説明いただきたいと思えます。

○長寿・障害福祉課主幹（唐鎌賢一郎君）

この認知症介護基礎研修の受講の義務付けが今回されたのですけれども、この資料にも書いてありますとおり、介護に直接関わる職員のうち医療福祉関係の資格を有さないものに対して、基礎研修を受講されるということになるのですけれども、この研修というのが、その費用負担とか、そういったのは、法人のほうで持つことになるということになります。

○委員（山田龍治君）

ということは、介護に関わるこの資格を持たない人たちは、全員、受講しないといけないという認識でよろしいですか。

○長寿・障害福祉課主幹（唐鎌賢一郎君）

はい、そのとおりの理解でよろしいです。

○委員（山田龍治君）

続いて、⑩以降について、ここはいわゆる運営者、経営者の立場からいくと、人が削減できる話なのかなど。兼務ができるとか。経営者としては、運用として運用管理が楽になるのかなという条文。ここの説明を読んでそう感じたんですけれども、それがサービスの受給者に対

してのサービス提供につながらないのか、御説明いただきたいと思います。

○長寿・障害福祉課主幹（唐鎌賢一郎君）

10番の、今委員がおっしゃった人員基準の関する見直しなんですけれども、それぞれのサービスで、言われたとおり兼務ということで、今回、人員緩和のほうが改正されております。それに伴って、利用者へのサービスが低下という懸念のお話だと思うんですけれども、そこは管理者と、従事者との兼務という考えでありますので、そこは兼務によってサービスが低下するということは想定してないところであります。

○委員（山田龍治君）

経営者の視点からいけば、恐らく兼務をするということで、効率化が図られると思うんですけど、受給者に関しては、この兼務をすることによっての弊害がちょっと出るんじゃないかなということで、それはないということ言われましたけれども、今後も兼務することによっての弊害がないよう努めていただくように行政側のほうからも指導をしっかりといただければと思います。

○委員（植山利博君）

その研修の義務付け、何らかの医療資格を持たない方々の研修の義務付けということですが、現在先ほど言われた73施設ですか、そこに、何名ぐらいの職員が雇用されていて、そのうちの何名ぐらいが、例えば看護師であるとか、何らかの医療の資格を持っているのか。分かっておりますか。

○長寿・障害福祉課主幹（唐鎌賢一郎君）

人員についての、それぞれの事業所のサービスごとでも人員が違うんですけれども、その中において資格を有していない方とかというのは、ちょっとこちらのほうで把握してないところがございます。

○委員（植山利博君）

この条例が出来て運用するようになると、その辺の数の把握であるとか、若しくは、例えば高齢者の虐待が、これらの施設の中で、年間、例えば昨年何件ぐらいあったのか。若しくはそのハラスメントの実態がどれぐらいあったのかというようなこともですよ、しっかりとこちらで把握をしなければならなくなるというふうには私は思うんですけれど、その辺のところは今まで把握をされていたのか。今後はそういうことを把握する必要が出てくると言われているのか、その辺はどうですか。

○長寿・障害福祉課主幹（唐鎌賢一郎君）

今、御指摘がありました、ハラスメントであったり、虐待の件につきましては、事業所の従事者の方から、あるいは利用者の御家族の方から、そういった事案もあります。これまでも、そういった事業所から利用者からの案件につきましては、市の指定事業所だったり、県の事業所指定だったり、あるんですけれども、保険者のほうにそういった案件については、報告をいただいております、その都度、事業所のほうに立入りをしたりとか、そういったこと取組は、これまでも実施しておりますので、今回条例に盛り込むということで、さらにそういった取組も、必要になっていくというふう考えております。

○委員（新橋 実君）

1 ページの、先ほど言われましたけども、条例改正の主な内容で3年間の経過措置を設けなさいというのは1番2番4番ということで、この高齢者虐待防止等については3年間の経過措置というようなことなんですけれども、これはもう国からの指示というようなことですかね。実際これなんかも早めに対応したほうがいいと思うんですがその辺についてはどうですか。

○長寿・障害福祉課主幹（唐鎌賢一郎君）

3年間の経過措置っていうのは、国のほうの基準省令の中でも言われておりますので、それに沿って市の取扱いもそういう形になろうかと思えます。今委員がおっしゃったように、実際、3年待たずしても、事業所においては、早急に計画等を作るよう、保険者としても、指導はしていきたいと考えております。

○委員（植山利博君）

だから経過措置が3年設けられてるということは、この条例を施行して、4月1日からですよとやった場合に、この条例に盛り込まれているような内容を、きちっとするには、相当のボリュームが、事業者もそうだし、それからその職員もそうだし、大きな負担が急激にのしかかるので、それを若干暫定的に徐々に構築をしようという思いがあって、3年もの長い経過措置をとられているんだろうと思うんですよ。だから先ほどくどくなりますけれど、例えば看護師の占める割合であるとか、ハラスメント、高齢者への虐待、そういうのは、全国的に非常に厳しい、死に至るようなこともあるわけですから。ただ、今、いろんな連絡を受けて、把握はしている対応はしていると言われますけれども、今後はそういうことを、実態に応じた検証ができるほど、市のほうも、3年の間には、そういうチェック体制やチェックする機能を充実、強化して、名実ともに、この条例が動いて施行されるような体制を整える必要が市の側にもあると思うんですけれど、そのところについて、もう一回明確な答弁をお願いします。

○保健福祉部長（林 康治君）

確かに今おっしゃいますとおり、この3年間の経過措置ということで、かなりその辺の実態把握というのは、今後、進めていかなければならないと思えますし、それに対する市の体制の強化もできるように努めていきたいと考えております。

○委員（宮内 博君）

30ページ、条例第47条のところでお尋ねしたいんですけれども、この指定夜間対応型の訪問介護を提供する事業者っていうのは霧島市内にどれぐらいあるんですか。

○長寿・障害福祉課主幹（唐鎌賢一郎君）

夜間対応型の事業所ということなんですけれども、本市においては、事業所のほうはございません。

○委員（仮屋国治君）

改正の中身が義務付け、努力義務、緩和措置と、3本立てのような感じなんですけれども、事業者がこれを実際やっていく中で、ハードルが物すごく高いと思われるようなことがありましたら、代表的なものを教えていただけますか。

○長寿・障害福祉課主幹（唐鎌賢一郎君）

今回の改正において、事業所に感染症対策であったり、業務継続計画の策定の義務であったり、そういったものがあるんですけれども、そこら辺で、ハードルといいますか、そういった

策定については、負担を掛けるところもあろうかと思います。人員等の基準と運営においては、人員確保が厳しい状況であるということもありますので、人員の緩和においては、先ほどの、御指摘もありましたとおり、人員確保の点で、事業所に対しては、ちょっと負担があったりはするのかなと考えているところです。

○委員（仮屋国治君）

読み解いていくと、意外と中身的には単純なものなのかなという気がするんですけども、やはり事業所に対する周知の仕方、これが一番大事なのかなという感じがしますけれども、周知の仕方も含めて、具体的にどのような支援をしていきたいと考えていらっしゃいますか。

○長寿・障害福祉課主幹（唐鎌賢一郎君）

今回、条例改正のほうが6月ということになったんですけども、既に国の基準省令については改正ということで、事業所に対しても、メールとかで通知をしているところで、ホームページのほうでも、国の省令のほうをリンクするという形で周知をしているところであります。今回具体的なところで、年1回、事業所に対して集団指導という研修もありますので、その中で、改めて事業所に対して、周知といいますか、取り組むべきところをお願いするという形にはなるかと思います。

○委員（仮屋国治君）

もう一つだけ。義務付け違反の罰則等というのは、明確になっているのかどうか、お尋ねします。

○長寿・障害福祉課主幹（唐鎌賢一郎君）

罰則について、義務付けで行政処分とか、そういったのは特に定まってははいませんが、実地指導とか、そういった不適切な事業所の運営規程だったり、そういった運営上の不適切な処理がなされたときは、行政処分という形にはなるかと思います。

○委員（宮内 博君）

全体として、これまでよりも、いろんな感染症対策の強化であったりとかハラスメントの強化だったり、虐待防止の推進だったり、人的にも強化していかなければいけないというふうに見てとることができるわけでありまして、それが法の施行を受けた条例改正によってそれぞれの事業者がそれに対応した取組をやることによって、経費等についてはどの程度担保されるというような形で、この条例が整備をされようとしているのかについて、分かればお尋ねしたいと思います。

○長寿・障害福祉課主幹（唐鎌賢一郎君）

経費ということなんですけれども、市のほうの予算としては、こういった改正による事業所に対しての経費というのはないんですけども、事業所のほうでどのくらいの経費が掛かるかというのは、こちらのほうで把握してないところです。

○委員（宮内 博君）

いやそういうことではなくて、この法律の施行を受けて、当然霧島市としても条例をこういう形で整備をしていくわけなんですけれども、それに伴って当然その人的に強化をしていかなければ、体制がとれないという部分があるというふうに思うんですけども、それに伴う財源的なそれができるための後ろ楯となる財源的な担保はどこでされているのかということをお尋ね

したいわけですけど。国からはそれについては何もないわけですか。こういう法律をつかった、人的にも強化をしようというようなことであるけれども。

○長寿・障害福祉課主幹（唐鎌賢一郎君）

事業所に対しては、今回この改正が、介護報酬改定と、それに整合性をとって、改定になるんですけども、事業所においては、そういった改定によって、介護報酬として、そこらの経費というのが反映されるというところで理解しているところです。

○委員（宮内 博君）

報酬で反映されるということは、この六つの事業がありますよね。それぞれ医療でいえば点数によって反映されるということはあるんだろうけれども、そういう仕組みがついてきているっていうことでの理解でよろしいですか。

○長寿・障害福祉課主幹（唐鎌賢一郎君）

この介護報酬というのが加算、減算だったりするんですけども、そういった事業所のほうで取組をすれば、加算というところでポイントといいますか、そういったところで介護報酬に反映されるということです。

○委員（植山利博君）

介護報酬で加算されるということになると、それは入居者の負担増が伴うということにもつながるといえる理解になりますよね。人員を増やさなければいけない。そうしたら施設の運営コストが上がる。その上がった分は介護報酬で反映するとなると、行政の持ち出し、若しくは、その入所者の負担増これ両方掛かるという理解ですか。それとも入所者の負担増だけでそれを補うというふうになるのか。そこをもう一回お願いします。

○長寿・障害福祉課主幹（唐鎌賢一郎君）

今、委員がおっしゃったように、介護報酬の改定が今回されたんですが、これについては、事業所のほうとしては、利用者の負担もその1割だったり2割だったりとか。利用者のほうは介護報酬が増えれば負担が増えるということになり、事業所のほうが報酬として、その分が増えれば、その分が、介護給付費のほうに反映するという仕組みになっておりますので、加算となれば、負担が増えるという仕組みにはなっているところです。

○委員（植山利博君）

負担が増えるわけだから、それはいわゆる国や県や行政の側の負担は増えない。利用者だけの負担でそれをカバーするという理解でいいんですか。

○長寿・障害福祉課主幹（唐鎌賢一郎君）

行政のほうも、事業所に支払う報酬ということで、負担が増えるということになります。

○委員（下深迫孝二君）

ちょっとさっき罰則規定のところで明快な答弁がなかったんですけども、介護保険を使ってされるということなんだけれども、先の隼人のももちゃんちっていうところでしたかね。あれも不正受給が1億円ぐらいあって、それこそいまだにまだ返ってきてないのではないですか。だからそこら辺をきちっとね、やっぱりチェックするところがないと。結局、もらった業者にしてみれば、返さなければもうとりようがないわけですよ。資産でもあればいいんだけど。1億円という金は大きいですよ。みんながこうして毎月払って、介護を受けられる方たちのた

めに使っているわけですが。それをだからもう少しね、行政側のチェックというのはどのように考えていらっしゃるのか、お伺いします。

○長寿・障害福祉課長課長（堀之内幸一君）

委員がおっしゃいましたとおり、ももちゃんちの件については、いまだにまだ解決というか、こちら望む形での対応というところでは進行しないところでありまして、まだいまだに適正な返済でありましたり、そういう対応について、今も継続した対応に努めているところでございます。そういったももちゃんちも始めとしまして、介護事業所に対しては、市として、保健所として、適正な対応ができるように指導を徹底してまいりたいというふうに考えております。

○委員（下深迫孝二君）

やはり我々がチェックはできないわけですよ。行政の皆さん方が、申請したものに対してチェックをしてお支払いになるわけですよ。ですから、そこら辺のチェック体制ももう少しきちっとされないと、要するに返ってこないものはもうしょうがないよねと、そういうふうにはおっしゃってはないんだけど、支払い能力がなければもう取れないわけですよ。ですからもう少しね、霧島市、そういう経験も踏んでるわけですから、もう少しやはりこうして改正されるに当たってね、そこら辺もきちっと体制づくりをしていっていただかないと。あとの人たちは、保険料はどんどん上がってしまうわけです。1億円という金は大きいですよ。それがいまだに焦げついたらまあとのことであればですよ。もう少しチェック体制をきちっとして払っていらっしゃれば、こういうことは起こらないわけですので、これは要望しておきますけれど、もう少しきちっとしたチェック体制をしていただきたいということを要望しておきます。

○委員（植山利博君）

関連ですけれども、例えば医療費の場合は、過誤請求、意識的ではなくて、間違っって請求する場合もある、それをチェックするシステムはあるわけですよ。ただ、介護の地域密着型であるとかこういうものの請求が来た場合に、何らかのチェック体制があるのかないのか、まずお答えください。

○長寿・障害福祉課主幹（唐鎌賢一郎君）

介護報酬の事業所からの請求、実際は国保連からの請求になるんですけれども、毎月その支払い等を国保連を通して行っております。その時点で、どこの事業所が何のサービス使ったとか、そういった細かいところまでの、ちょっとそういったチェックっていうところまではできていないところであるんですけれども、事業所に対しての不正受給であったりとか、そういったことについては、事業所に対して実地指導っていうのを、6年間の指定期間中、3年置きですけども、2回、事業所に入って、そこら辺でチェックをするという、そういった仕組みはチェック体制っていうところで行っているところでございます。

○委員（植山利博君）

医療費の場合は、カルテまで立ち入ってチェックするわけですよ。介護保険も年々上がって行って、今後はまだまだ上がっていくことが想定されるわけです。そうすると悪意はなくても過誤の請求というのも必ずあり得ると思うんですよ。だから、こういうことが、充実強化されていけばいくほど、過誤請求も増えてくるだろうし、若しくは意識的なものだって、中にはある可能性だってあるわけだから、今おっしゃった、そういうレベルのチェックではなくて、

もうちょっと、医療保険のチェック体制に等しいような、チェック体制を構築する必要があると私は思うんですけどいかがですか。

○保健福祉部長(林 康治君)

確かに医療費の場合は、レセプトの点検とかそういうようなことで過誤のチェックは行っております。介護につきましては現在そのような体制ができておりません。制度的な問題もありまして、ほかの自治体の状況なども調査しながら、やはりその辺のチェック体制ができるように、努めていきたいと考えております。

○委員長(平原志保君)

ほかにはないですか。

〔「なし」と言う声あり〕

ではないようなので、以上で、議案第58号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時42分」

「再開 午後 1時45分」

△ 議案処理

○委員長(平原志保君)

休憩前に引き続き会議を開きます。これより議案処理に入ります。議案処理は、議案番号順に行います。

△ 議案第58号 霧島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

○委員長(平原志保君)

まず、議案第58号、霧島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で自由討議を終わります。それでは、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第58号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第58号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第60号 請負契約の締結について

○委員長(平原志保君)

次に、議案第60号、請負契約の締結について自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で自由討議を終わります。それでは、討論に入ります討論ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第60号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第60号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第61号 財産の取得について

○委員長（平原志保君）

次に、議案第61号、財産の取得について自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

自由討議なしと認めます。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第61号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第61号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第62号 財産の取得について

○委員長（平原志保君）

次に、議案第62号、財産の取得について自由討議に入ります。御意見ありませんか。

○委員（宮内 博君）

今回のこの財産の取得については、溝辺の学校給食センターの備品を取得するという議案として提出されているわけでありましてけれども、今後、他の給食センターの備品等について、購入の予定もあるということで、予定価格そのものは公表できないということで、当委員会でも、その方針が示されたところでありましてけれども、ただ、委員長報告の中でそれをどういうふうに表示をするのかということについて、昨年9月の全員協議会でその説明をしたということではありますが、私自身は余り記憶に定かではないわけですね。それで実際、そういう経過をたどって、議員の皆さんにはそのことの周知を、要請をしてあるというようなことが背景にあるとのことでもありますので、示された、今後の同案件については、公表しないとされる部分について、委員長の報告の中でもしっかりと、説明するように工夫していただきたいということを、要請をしたいというふうに思います。

○委員（山田龍治君）

重ねてですけれど、この契約する金額がやはり5,900万円。6,000万円近く掛かっているものを審査をする中で、安く取れましたという報告だけでちゃんとした審査ができるかという、やはりその辺は我々は付託を受けてやっているものですから、できるだけ適正にされてるのかという、その審査ができる範囲のものはあってもいいのかなと思いますので付け加えてお願いしたいと思います。大きい金額ですので。

○委員（植山利博君）

審査の中でいろいろ議論をしましたがけれども、備品の購入というのは、工事発注などと違って、最低制限価格を設けなければ、幾らでも安くなってという危惧があって、その結果、工事に手抜きと言ったらおかしいけれども、いいかげんな工事がなされるということがあり得るわけで、そういう意味で、最低制限価格を設けて、品質のある一定以上のものを担保するという意味であるわけですが、こういう工場等作られたものについては、そんなに、その手抜きの品があるとか、たまには、全部改修しなきゃならない不具合があるものとか車等でもあるわけですが、それ以外はほとんど均一な製品になるわけで、であれば、今、山田委員が言われたように、金額も相当大きいので、その予定価格を後日公表しなくても、ある意味は例えばそれぞれのパーツのほかの入札の総額は記載がありますけれども、パーツの入札価格ぐらいは公表できないものか。それが何らかの工夫で、要は、比較対照できるような資料というものがつくれないものか、一応検討してもらおうということ。そこが分かると、次の入札に影響を及ぼすということですので、常時、1年に1回2回、変えなければならない品物の場合は難しいんでしょうけれども、ただ、審査の上で、何らかの比較検討ができるような資料ができないか、工夫してもらおうと。検討してもらおうという程度でいいのかなと思います。

○委員（新橋 実君）

先ほど最低制限価格を設けると言われましたが、設けないんですよ、これ。まず一言言っておきます。それと例えば執行部への質疑の中で言いましたけれども、やはり作って、あとの管理というか、その辺が一番大事なんですよね、これはすぐ壊れたりいろいろするわけですので、やはりそのアフターサービスというかやはりそういったものをしっかりやる業者でないと、やる業者でもあるし、やはり作って納めた業者はやっぱりその辺をしっかりと対応するように、これはしっかりと執行部としても、教育委員会としても指導するように、そこら辺が一番大事ですので、その辺をしっかりとしていきたい。お願いします。

○委員長（平原志保君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

自由討議は終わります。それでは討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第62号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第62号については、全会一致で、原案とおり可決す

べきものと決定しました。

△ 陳情第1号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

○委員長（平原志保君）

次に、陳情第1号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

○委員（宮内 博君）

陳情者から陳情理由についてお聴きいたしました。それで、実際提出されている陳情書の中に第1号の4項目の件。ここは読み方によっては誤解を受ける。そういう記述になっておりまして、陳情者自身もこの文言については正確にしたいということをおっしゃっていらっしゃいました。同時に、山田委員から、いわゆる少人数学級にすることによって、実際の成績等にどう反映しているのかということについて、調査をしていないという回答もありました。それで、今後、資料を提供したいというようなことで申出もありましたので、その辺のことも勘案して、私としては第1号については、次回委員会を開いて、その中で提出した資料を基に、再度議論が必要だろうと。同時に、この陳情書の文章についても、私から言わせれば不正確だというふうに思いますので、訂正をしていただいた上で再度出していただければなというふうに思います。

○委員（仮屋国治君）

1～4の項目で記載されてありますけれど、要するに教職員定数改善の要望なんですよね。一つ一つにちょっと疑問がつく部分もあったりするもんですから、前回も計画的な教職員定数改善の推進ということで陳情を出してありますけれども、何か、それらの言葉でまとめて、せめて入れるとしたら4番目の加配の削減を行わないことぐらいは加えてもいいのかなという感じがしておりますが、あとは皆様の流れにお任せいたします。

○委員（植山利博君）

私も、この4項目、それから陳情2として別々に上げてありますので、このことについては違和感を覚えます。ですから出すとすれば、前回、当委員会から出した、1、計画的な教員定数改善を推進すること。2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育国庫負担制度の堅持と負担割合を可能な限り増加することというような程度の意見書でならいいのかなというふうに私は思います。

○委員（新橋 実君）

私もちょっと先ほどお話をしましたけれども、この1番の中学校・高校の35人学級を早急ということ、これも余りにもまだ、先ほど陳述人の話の中では、中身がまとめられていないような状況もありましたので、やはりこういったところも考えれば、今回は、私はもう継続か、皆さんがまたどういうふうな形で進めるか、また委員会の中で諮って対応してはと思います。

○委員長（平原志保君）

ほかはないでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

○委員長（平原志保君）

それでは、自由討議を終わります。それでは討論に入る前に、この審査を採決するか、継続審査にするかをお諮りしたいと思います。先ほど御意見出ましたけれど、ほかに御意見は。

○委員（宮内 博君）

さっき言ったように、相手が資料持ってくるというふうに言ってるわけで、それを待つて再度委員会で議論すること。

○委員長（平原志保君）

しばらく休憩します。

「休 憩 午後 1時59分」

「再 開 午後 2時01分」

○委員長（平原志保君）

再開します。それでは採決するか、継続審査とするかお諮りしますが、継続でよろしいでしょうか。

[「はい」と言う声あり]

全会一致で継続ということで、次回に回したいと思います。

△ 陳情第2号 義務教育費国庫負担制度負担率の堅持をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

○委員長（平原志保君）

次、陳情第2号です。自由討議に入ります。御意見はありませんか。

○委員（山田龍治君）

先ほども議論にあったとおり、陳情者の方も、一つにまとめてもいいというようなお話もいただきましたし、前回意見書を通した中でも、同じような文言がありましたので、ここは継続審査にして、二つとももうちょっと慎重に議論を重ねるべきと思います。

[「異議なし」と言う声あり]

○委員長（平原志保君）

よろしいですか。自由討議は以上で終わります。それでは討論に入ります前に、採決するか、継続審査とするかお諮りしますが、こちらも継続審査ということでよろしいでしょうか。

[「はい」と言う声あり]

皆様、継続審査ということで御意見ないということで、陳情第2号は継続審査とすることに決定しました。

△ 委員長報告に付け加える点

○委員長（平原志保君）

次に、委員長報告に付け加える点の確認ですが、御意見はありませんでしょうか。

○委員（植山利博君）

議案第58号ですけれども、このことについて、3年間の経過措置をとということでした。それで、このことを、条例を施行すると、事業者の負担増、それから、そこで介護者の負担増も相当大きなものがあるということです。執行部も今後、国、県に対して、財源として支援を求めるような取組をするということでしたので、そのことをしっかり求めてほしいと。それから、経営が、このことによって人員配置をする。そうすると、事業所の負担が増える。そのことを、介護費、点数に反映させるということになると、利用者の負担も増える。これは公的な財政負担も増えるということになりますので、その辺のところも、十分サービスが低下しないこと、それから、入所者、受益を受ける方々の負担が急激に増えないことに十分配慮しながら、この条例の運用に当たってほしいということを付け加えていただきたいと思います。それと事業所からの請求に当たっても、それをレセプトに近いようなシステムでしっかりと、事実間違いがないのか、錯誤の請求がないのか、ましてや作為的な水増し請求などはもってのほかです。その辺をチェックするシステム体制づくりに今後努めてほしいということも申し添えておきます。

○委員長（平原志保君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

なければ、お諮りします。委員長報告については、ただいまの御意見を集約して報告することとし、文言については、委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それではそのようにいたします。以上で審査を終わります。

△ 閉会中の所管事務調査

○委員長（平原志保君）

次に閉会中の所管事務調査についてですが、何か御意見はありませんでしょうか。

○委員（山田龍治君）

集団接種は、個々で見ればいいですか。様子をちょっと見てみたい。老人のほうではなくて、若い人たちの人も打てる環境の中で、様子を見るようなところもあつたいいのかなと〔「行政側に報告を求めてですね」との声あり〕。効率よく市民の皆さんに実施できているか。

○委員長（平原志保君）

担当から聴いたところでは、今イオンとかでやっていますけれども、今度、職場とか学校とかそういうところの集団接種にシフトしていくではないですか。だから形が大分変化していくのかなというふうに予想しているところなんですけれども〔「その辺の説明とか」との声あり〕。ワクチン集団接種に対しての今後についての調査ということですね。はい、わかりました。そちらをやっていきましょう。日にちは取りあえずオリンピック開会した後のほうがいいのではないですか。7月頭は皆さん忙しいのかと。議員と語り合いの合間にやりますか。じゃあ26日から29日までなので、29、30日辺りでよろしいですか。

〔「はい」と言う声あり〕

以上で、閉会中の所管事務調査について終わります。

△ その他

○委員長（平原志保君）

次にその他ですが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

はい、ほかにはないようなので、本日の日程は全て終了しました。これで本日の本委員会を終了します。

「閉 会 午後 2時10分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

霧島市議会 文教厚生常任委員長

平原 志保